

第五十一回 参議院文教委員会會議録第十二号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

内藤三郎君

補欠選任

大谷 賛雄君

辞任

大谷 賛雄君

補欠選任

内藤三郎君

出席者は左のとおり。

委員長

二木 謙吾君

理事

北畠 教真君

久保 勘一君

千葉千代世君

松永 忠二君

委員

楠 正俊君

近藤 鶴代君

玉置 和郎君

内藤三郎君

中村喜四郎君

山下 春江君

吉江 勝保君

小野 明君

小林 武君

鈴木 力君

柏原 ヤス君

辻 武寿君

林 塩君

国務大臣

文部大臣

中村 梅吉君

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省社会教育

局長

文部省管理局長

常任委員会専門

員

説明員

文部省管理局助

成課長

岩田 俊一君

中野 文門君

赤石 清悦君

宮地 茂君

天城 勲君

渡辺 猛君

岩田 俊一君

本日の会議に付した案件

○義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び学術に関する調査(社会教育に

関する件)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会

を開会いたします。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正

する法律案を議題といたします。

本法律案につきましては、すでに提案理由の説

明を聴取いたしておりますので、これより質疑に

入ります。本法案に対し質疑のある方は順次御発

言を願います。

なお、政府側より中村文部大臣、天城管理局

長、岩田助成課長が出席しております。

○松永忠二君 少し御質問をいたしますが、こ

で問題になっているのは屋内運動場の補助の基準

の引き上げの問題等でありますので、まず、屋内

運動場の整備状況というものは、小学校中学校に

ついてはどういう整備状況になっているか、その

点をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 屋体だけの実情でござ

いますか。

○松永忠二君 そうです。私の聞いているのは、

小学校に屋内運動場が施設してある学校は全体の

学校の何割か、中学については屋内運動場が整備

されている学校は何割あるか、こういうことを聞

いているのです。

○説明員(岩田俊一君) 小中学校を通じて見ま

して、大体全学校数の六二%程度が屋体を保有し

ているという状況でございます。

○松永忠二君 それを小中別に分けてみてくだ

さい。

○説明員(岩田俊一君) 大体小学校が六一%程

度、中学校は六四%だったと記憶しております。

○松永忠二君 その数字は少し、どういふもので

すかね。まあそういうふうな状況だということ

は一応わかりましたが、そこで、資料をいただ

いたわけですが、資料の中に補助事業と全事業と

いうのが出てくるのですが、今度の法律によ

って一体これはどのくらいな改善をされるのか、補助

事業量の工事費、面積等どのくらい改善をされ

いくのか、その点、どうなんですか。

○政府委員(天城勲君) 先ほどちょっと、私、資

料を見そこなっておりましたので、前のことに

ついてお答えいたしますが、四十年五月一日現在

におきまして、屋体の保有状況でございますけれ

ども、小学校が六五%であります。さっき大体六

○%と申しましたが、六五%でございます。

それから、新しい基準と古い基準と申します

か、従来の基準との比較で、今度の基準の状況

を申し上げたいのじゃないかと思ひますが、今

度の基準によりまして、学級単位といふことに

たしておりますので、小学校において八つの段階

を設けております。中学校で六つの段階を設

けてございまして、その段階ごとの基準坪数を

定めます。たとえば小学校

校ですと、第四段階として大体八学級、十三学

級、基準的な学級規模を個々に置きますが、この

基準で考えますと、従来の児童生徒一人当たりの

坪数で計算をいたしますと九十五坪でございます

が、このたびの学級単位で換算いたしますと百二

十八坪でございますので、倍率で申しますと一・

四倍ほどにならうかと思ひます。これに寒冷地

の場合に、この段階で補正としてなお八坪を加

えていく考え方があります。小学校全国平均いた

すと、大体一・三八倍くらいの規模にならうか

と思ひます。

○松永忠二君 予算書を見ると、大体今度の基

準が上がったことによつて二割程度予算を見て

いる、こういうふうに出てくるわけですね。そう

すると、いまあなたの御説明では少しパーセント

が高いが、平均してやはりいままでをひとつと

れば約一・二くらいになるのじゃないかと思ひ

ますが、これはどうなんですか。

○政府委員(天城勲君) 予算の対前年度に

対する伸びと基準の新旧による伸びといふもの

が必ずしも一致してない点だらうと、御指摘の

点はよろしいと思ひますが、私たちがいたして

この新基準を一応きめましたので、この基準に

従ひましてもう一ぺん実態調査を本年度いた

すつもりでございます。それで、必要坪数とい

ふものを正確に把握した上で、実施の問題を考

へたいと思ひておりますが、本年度の予算は

そこまにかい基礎坪数が出ておりません。大

体前年度の何%増といふ総額でワ

クは組んであるわけでございます。

なお、実態調査の結果必要坪数はつきり出

てまいりますので、それに基づいて後年度以降

の予算を処置し直そう、こういう考え方では

ございません。

○松永忠二君 私の聞いているのは、やはり現

行基準と新基準を比較して平均一・何%程度に

基準が高くなる、こういうものは出てくるの

じゃないかと思ひますがね。予算のほうには二

割増だ

と、こう言っているが、その辺は、予算との関係はいろいろあると思うのですけれども、新しい基準にしたために現行基準より平均どのくらいよくなったのかというところは、はっきり聞いておかないと、法律ができてたいへんよかつたというばかりには言えないので、その辺はどうなんですか。

○政府委員(天城勲君) 先ほど小学校の例で申しましたが、平均いたしますと一・三八倍、三割八分アップでございます。中学校では、これも六段階の学級を総合平均いたしますと一・四一になりますので、四一%基準アップするということになると思います。

○松永忠二君 ここに公立の学校施設設備の期成同盟会の要望書があるわけですが、ここに一つ出ているのでいと、十二学級から十九学級のところ、こういうところについては一・五の倍率をしてほしいというような、そういう要望があったわけなんです。ところが、こういう一般が改善をしてほしいという基準の倍率と比較して、そこまではいかなかったが、あるいは予算要求としてはこの程度の倍率を考えていたんだが現実にはこの程度にとどまったという、そういうことについてはどうなんですか。

○政府委員(天城勲君) いま例に引かれました規模の学校の倍率でございますが、期成会の要望が一・五倍でございますが、ちよつと数字覚えておられません、大体そのくらいの要望が出ていたと思いますが、先ほど申し上げましたように、今度小学校で申しますと七段階の学級規模を分けましたので、ちよつといま例示されました八学級から十三学級、これが四段階になりました。それから、十四学級から二十四学級というものを五段階に考えておりますが、この辺で考えますと、私たちの今度の案で申しますと一・四倍に当たっております。それから、今度の案のきめ方でございまして、けれども、大体学習指導要領の基準をもとにしまして屋内体育館における体育の授業が行なえるということを中心置いてございまして、小学校で申しますと大体八学級、十三学級段階になります。

したときにドッジボールができる、それから中学校で六学級から十学級の規模でバレーボールができるということを中心として一つの基準に考えまして、小さいところでもリズム運動ができるかというような、教育課程の中身から考えておるわけでございます。そのようなことで、中間ではいろいろな交渉ややりとりがございましたけれども、おおむね屋内基準の最低の基準線は確保できた、こう考えておるわけでございます。

○松永忠二君 予算のその要求段階のことをひとつちよつと……予算要求というものは、初めからいまして、それとも折衝の段階で希望したところよりはずというふうになったのか。先ほどまあ現実にはこの法律が施行されることによつて改善されるパーセントはわかつたわけですが、最初要求する場合におけるという関係があるのか。

○政府委員(天城勲君) 予算要求のときとこの基準との関係は、いまこまかく私のいきさつを記憶しております、書類的に申し上げないと正確になるかと思ひますが、大体基準はいま申し上げたような形で、考へ方で初めからおりましたので、基準そのものは私たち大体基本的なものが取れたと思つております。ただ、予算の要求の過程から申しますとどうかということになります。が、総体の数字では、これは率直に申しまして約一割五分くらいはあつたはわれわれの考へていた数字よりも低い目ではなかつたのではないかと思つておりますが、基準そのものは大体考へておつた基準を貫き得たと思つております。

○松永忠二君 そこで、具体的には十八学級のところで教育課程として要する授業時間、その現行の基準坪数が百六十二坪であるが二百八坪ほしいという、そういう要望も出ていたわけですね。このところについてはいまお話しのようにそういう点も十分考へてやられたようでありまして、ここでもう一つお聞きをするのは、屋内運動場というものと講堂を併用しているというのは、割合は一体どういふふうになっているのか、小学校、中学校

です。屋内運動場と講堂を併用している、一つの集会の場所として併用している割合というのは小中学校どのくらいあるのか、これをひとつ……。

○政府委員(天城勲君) 私たち現在の実態について、何割が講堂を兼用しているかというところを数字的にいま承知いたしておけません。しかし、実際実態として屋体が講堂その他の行事に兼用されているというところは、おそろくはほとんどといつていくらいではないかと思つております。したがういまして、今度の基準におきまして、屋体がかなりほかの用途にも使われるということを前提に置きまして、また、体育の行事そのものにおきまして、先ほど申しました球技だけでないリズム運動その他の体育種目もあるということを考へまして、ここに、基準の中にステージというものが入り得る要素、それから器具の格納庫というふうなものもあわせて基準に考へているわけでございます。このステージを入れたというところは実際に即して講堂を兼用できるということを前提に考へておるわけでございます。

○松永忠二君 そのお話しはステージ、まあ把握をされているように、いま屋内運動場というものは講堂を兼用している、財政も苦しくなつたのでとも二つを建てていくというわけにはいかな、高等学校についてはややそういう事情は違ひますけれども、小中学校はほとんど現在は屋内運動場が講堂を兼ねているということになつてい、そのとおりだと思ひます、そういう把握をひとつ事実上もきちつとしていただかなければいかぬと思ひます。そこで、いまそういう点も考へて改善をしてきたというお話ですけれども、一体ステージというものはどのくらい坪数が基準の中に入れられたのですか、それは。

○政府委員(天城勲君) たとえば小学校の第四段階の基準的な規模、八学級から十三学級、これはドッジボールができるということを中心置いておりまして、これで便宜坪数を申し上げさせていただきますが、百二十八坪という坪数ですが、そ

のうちステージ分として十八坪を含めております。

○松永忠二君 そうすると、まあ相当要望されている面も考慮して坪数基準を出しているということとはわかりました。そうすると、管理局長としては、今後基準坪数の算出にあつて、こういう点は改善をしていかなければできぬ点があるでしようが、そういうふうな点についてはどういふことを考へておられるんですか。何か今後の具体的な方針について、こういう点についてはやはり将来もう少し改善をしていって、まあいまの段階で一段落したけれども、こういう面はまだ不十分だからと、そういうものはどういふものをお持ちになつておられるのか、それをちよつとお聞かせください。

○政府委員(天城勲君) 先ほど申し上げましたように、まあ今回われわれでできるだけの条件の中で、従来から課題になつておりました屋体の質的改善を遂げたい、量的な基準も広げたいと思つて案を立てたわけでございますが、なお今後これですべていいという考へではございません、これを実施してみまして当然幾つかの問題が出てくるだろうと思つております。それらの点については、実態を十分見た上で改善をはかつていきたいと思つておりますが、たとえばこの学級規模によつて幾つかの段階を今度刻んだわけでございますが、その段階を刻んだ刻み方、まあボーダーラインの学級規模の学校が適当かどうかというようなことを、実施した上でなお検討してみたい。

それから、質的な改善としては、中学校あたりになりまして、さらにもう少し質的な要素を加えるという意見がおそろく出てくると思つております。それらの点については十分実態に即しつつ今後改善をはかりたい、こう思つておる次第でございます。

○松永忠二君 その点は、お話しのように、まあステージあるいは体操用具の格納の部屋等は、一応基準にも考慮がされているようですけれども、あるいは脱衣所であるとか、やはり屋内体操場として

付設をされなければできないような問題が必ずしも十分だとは言えないと思うんです。そういう点で、もっと十分努力をして、ひとつこういうことを一般が理解をしていて、こういうことについてはまだ屋内体操場が文部省としても要求していることである。また一般でも要望されていかにやできぬということをやはり集約しておいていただくということは非常に重要だと思ふんです。この点はひとつぜひそうしていただきたいと思ふんです。

そこで、その資料のところに書いていますことは、この全事業量の、つまり屋内体操場を小学校が実際に実施をした坪数と費用と、それから実際文部省が補助対象として補助した事業の割合というものがそこに出てくるわけですが、ここで面積については、小学校でいえば面積は大体補助事業が六割になっているけれども、工事費についてはその三分の一になっている。中学校においても五割六分ですけれども、工事費はその半分だと、こうなっている。一体この相違というのはどこから来るというふうにお考えになっておるんですか。

○政府委員(天城勲君) いま御指摘のような現状でございますが、工事費の問題につきましては、やはり予算との関係で見ますと、単価ということから、従来の基準がこういふ形ではつきりございませんで、学校によりまして、屋体よりもむしろ講堂的につくろうというふうな、かなり質を高めたところもあったりいたしておるじゃないかと思っておりますが、まあ今回こういう基準がはつきりいたしますことによつて屋体の一つのあり方はつきりいたしますし、その点は少しは改善されるのじゃないかと思ひます。

なお、単価の問題につきましては、御指摘のように従来とも実情に即さない点がございまして、われわれもたいへん遺憾でございまして、逐年改善につとめておりますし、本年も可能な限り構造比率、単価の改善をつとめてまいってきた次第でございます。

○松永忠二君 やつぱりさつきお話のあった点とこれは関連すると思うのですが、その補助坪数よりも工事費のほうが非常にまあかかっているという実情がそこにはつきり出ているわけですが、こうなつてくると、一体あなたのお話のように、屋内体操場としての基準にふさわしからぬものをつくつてゐるのか、あるいは屋内体操場というものが現実にとりいり要素をも含んでゐるのかというところを考慮させてみて、そうして考えていただかないと、基準だけを強調してこれを直そうというふうなことも困るという感じもするわけですが、したがつて、まあその屋内体操場として経過的に考えられるその基準というものは、どの程度講堂、集会場としての要素を含んでゐるものなのか、こういうこともあわせ考えてもらつて、このことを、やはりその単価についても、必要以上のものをつくるというだけのことではないと思ふのですが、相当やはり単価の改善をしていただかないと、ここでやはり今度かなり上がったとしても、そういう面でも相当大きなしわが寄つてくるということをお考えをいただきたいと思ふのです。

そこで、たとえば私の町の具体的に体育館、屋内体操場の例を出しますと、基準が百九十九坪だ。それに対して実施は三百九十二坪の実施をしてゐるわけですが、したがつて、その工事費なども、基準によると千六百八十八万円であるものが二千五百三十万円の金で実施をやつてゐると、こういう実情にあるわけですが、だから、こういう点は十分にひとつ考慮していただきたいと思ふ。大臣にひとつ、いまの質問の内容に関連して、特にひとつここで御注意をいただきたいと思ふのですが、一体この不足した、たとえばいままでの基準にして、その補助以外の金というのはいくつという出し方をしているというように文部省は考えてゐるのか。このいまの百九十九坪には千六百八十八万六千七百円かかるのですが、その補助というのはいくつ八十四万三千三百円というのが補助金です。補助以外のこの金というのはいくつという形で支出されてゐるというふうな調査をされておるのか、そういう点はどうか把握をされておるのか、ひとつお聞きをしたい。

○政府委員(天城勲君) これはまあ申し上げるまでもないと思ひますが、まあ補助金につきましても、その補助に見合ひる起債というものが見込まれておられますし、地方負担分につきましても財政措置が行なわれるわけでございますが、基準外という問題につきましては、まあ原則としては設置者、市町村が負担しているわけでございます。しかし、中にはその負担分が市町村から他の父兄にかかつてきてゐる事態があることは統計上からも率直に認められるところでございまして、小中学校の施設の総建築費に対する寄付金の割合が現在でも、総額において三十九年度で二十八億という数字が私たちのほうでも調査があつておりますので、父兄の負担がかかつてゐる分がまだあるということは事実だと思ひます。

○松永忠二君 そうすると、文部省では、たとえば基準の屋内運動場の基準坪数が百九十九坪で、その建築費が事務費等を入れて千六百八十八万円だ。これに対して補助金は五百八十四万であるから、あとの金は起債でもつて出ているというふうな、そういうふうな把握をされておるのですか。

○政府委員(天城勲君) 制度の上で申し上げますれば、補助金と起債と市町村の負担分、この三つの組み合わせでやるたてになつております。

○松永忠二君 それは負担金といつても、補助金とあつて半分については起債で出てきていて、そして地元負担、文部省の言つてゐる基準の屋内運動場をつくる場合には補助金以外の金、この場合でいふと、補助金は五百八十四万円だから、二分の一が五百八十四万だから、あと五百八十四万という金は、これは起債が出てきて、それで地元負担金といふのはないはずだ、こういうことですか。

○政府委員(天城勲君) 先ほど私は補助金と起債と設置者負担といふことを申しましたが、現在この起債の措置でございまして、補助金に對

してゐるというふうな調査をされておるのか、そういう点はどうか把握をされておるのか、ひとつお聞きをしたい。

○政府委員(天城勲君) これはまあ申し上げるまでもないと思ひますが、まあ補助金につきましても、その補助に見合ひる起債というものが見込まれておられますし、地方負担分につきましても財政措置が行なわれるわけでございますが、基準外という問題につきましては、まあ原則としては設置者、市町村が負担しているわけでございます。しかし、中にはその負担分が市町村から他の父兄にかかつてきてゐる事態があることは統計上からも率直に認められるところでございまして、小中学校の施設の総建築費に対する寄付金の割合が現在でも、総額において三十九年度で二十八億という数字が私たちのほうでも調査があつておりますので、父兄の負担がかかつてゐる分がまだあるということは事実だと思ひます。

○松永忠二君 そうすると、文部省では、たとえば基準の屋内運動場の基準坪数が百九十九坪で、その建築費が事務費等を入れて千六百八十八万円だ。これに対して補助金は五百八十四万であるから、あとの金は起債でもつて出ているというふうな、そういうふうな把握をされておるのですか。

○政府委員(天城勲君) 制度の上で申し上げますれば、補助金と起債と市町村の負担分、この三つの組み合わせでやるたてになつております。

○松永忠二君 それは負担金といつても、補助金とあつて半分については起債で出てきていて、そして地元負担、文部省の言つてゐる基準の屋内運動場をつくる場合には補助金以外の金、この場合でいふと、補助金は五百八十四万円だから、二分の一が五百八十四万だから、あと五百八十四万という金は、これは起債が出てきて、それで地元負担金といふのはないはずだ、こういうことですか。

○政府委員(天城勲君) 先ほど私は補助金と起債と設置者負担といふことを申しましたが、現在この起債の措置でございまして、補助金に對

しまして一〇〇%起債が裏づけられる場合と一〇〇%でない場合とが実際上ございまして、われわれとしても自治省を通じて補助金の裏起債といわれておるもの、まあ目一ぱい、補助金だけ見るようにいつもお願いしておるのですけれども、従来においても一〇〇%でない例がございまして、そうしますと、その分については当該設置者の負担と一般会計でやる、そういう組み合わせになつておるわけでございます。

○松永忠二君 いまのお話で、本来は、とにかく文部省のつくる基準坪数範囲内で屋内運動場をつくれれば補助金に見合ひる半額は起債が出てくるというふうなのが本来なんです。しかし、その起債に見合ひるものが一〇〇%出るか、あるいはなかなか出にくいという問題はあるというところのお話で、たとえばいまお話の出ました補助金が五百八十四万であつてどういふ負担をしてゐるかというと、これは二百九十二万円町が出して、二百九十二万円地元が出してゐるわけですが、基準の坪数でやつた場合の金額が、だから、現実的には三百九十二坪実際に建てておるから、二千五百三十万から、その五百八十四万を国が補助して、市が九百七十三万円で地元が九百七十三万円出してゐるわけなんです。これは、実情はやはりしつかり、きちつと把握をされていただきたい。特に文部大臣には、とにかく基準坪数内をつくつたその金についても、実は地元負担が、これは父兄負担ですが、それがつかつてゐるわけなんです。だから、二千五百三十万の屋内運動場をつくるのに地元の住民が九百七十三万円という金を出してゐるのが実情なんです。それだから、よけいに基準坪数の補助金といふものを改善をしたということになつてゐるのですけれども、それで、特に文部省として把握をしてもらいたいことは、一体、起債については自治省のやることであつて、地方でも、教育委員会は補助金のほうは、やるけれども、起債は地方課がやつてゐるという意識的な面も非常に少ないというところで、やはりその裏起

債というか、起債について超過負担云々している自治省自身が自分で補助金の起債をきつとやらないということになれば、自分で自分の言っていることと違つたことをやっていることになるわけだ、こういう点についてはここでは数字的に聞きますけれども、どのくらい一体補助の裏づけとしての起債の割合であるのか、その不足したものについてどういふ負担のしかたをしているかというふうなことを十分把握してもらつて、それについての改善をしてもらいたいと思うのです。こういうことについてひとつ関係の局長からお話を聞くと同時に、文部大臣としてもそういう点についてどういふ考えを持っておられるかお聞かせをいただきたいと思うのです。

○政府委員(天城勲君) 起債の裏づけをどこまでやっているかという実態でござりますけれども、私たちが、かねがね町村設置者の負担が非常に重たいということがいわれておりますし、補助金の率価とか構造比率の改善をはかると同時に、この起債の充当率を少しでも高めるといふ点で自治省と強く交渉してまいつたわけでございますけれども、去年とことしの関係を申しますと、私あるいは数字は正確でないかもしれませんが、去年で大体七五割ぐらいの充当率であつたと思ひます。それで、ことしにつきましてはもういろいろ問題がござりますので、いろいろ話して、大体、ことしのパーセントでいきますと九〇割ぐらいの裏づけに改善されるような段階になつてきております実情を御報告いたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘のとおり、寄付金にたよるといふことは好ましくないことでございまして、われわれとしましては、政府の補助金と、それから補助額でない部分につきましては、少なくとも基準坪数で基準規格のものをつくれれば寄付金を仰がなくてもいいというような体制を確立せざるを得ないと思ひます。そういう意味で、文部省としまして、例年自治省の起債のワックにつきましても、ただ地方にまかせておるのはなくて、文部省自身も自治省と折衝しまして、

できるだけ地元負担がござります分については起債でまかなえるように努力を続けておる次第でございまして。

なお、今後の方針といたしまして、少なくとも基準坪数、基準規格のものを建設する場合においては、地元でさらにせいたくなくを考へれば別であります。基準のものをなるべく限りにおいては、補助金や起債の金額でまかなえるようにいたすべきである、かように存じておりますので、今後とも引き続き努力を重ねたいと思ひます。

○松永忠二君 局長にお聞きしますが、それだけ九〇割の起債の充当率を実現をはかるといふことになれば、私はやはりその基準坪数内のものでなければ住民負担をかけてはいけない、かけるべきではない、こういう指導はなされてもいいのではないかと申すのです。大体自治省との関係で基準坪数内の起債分がこの程度の率が充當できたので、これに基づいて基準坪数内のものでなければ住民負担をかけるような措置をしないようにせよ。これは地方財政法の法律でまづておることではありませぬけれども、うっかりしていると起債を自分の地元でもつてうまいぐあいにあんばいするといふようなことはできないわけだけれども、現実面としてはそういうふうな面が起つていて、起債充当率そのものについて実情は明確にしないで、住民負担にかけるような面が出てくる。だから、今年度については自治省との間に交渉して、大体充当率はこの程度であるので、基準坪数内のものでなければ住民負担をかけるということについては厳に慎しんでもらいたいという、こういう指導を的確にしろというふうな指導のようですが、この点はいかがですか。

○政府委員(天城勲君) 率直に申しまして、従来、屋体の基準が生徒一人当たりということ、実態に即してはなかつた、かなり低かつたということが一つの原因だと思ひます。したがいましめて、ある意味では実質的にできております屋体の実態はきわめて大規模のものもあるし、今度の基準で考えましても、かなり、デラックスといふこ

とばは当たらないかもしれませんが、規模の大きなものを建てることも出てきておるような実情でございまして。それはやはり基準がはつきりしてはなかつたということが一つの原因だと思ひますので、今回お認めいただければ、この教育課程の実施というのを前提に置きました新しい基準を中心にして、単に建設だけではございませんで、運用上の問題、それからいまお話しのように、最小限これだけがありますればこういう活動ができるのだというふうな今度の基準の考え方についても十分指導を徹底してまいり、いたすなら父兄負担その他の負担に拡大しないような措置を、私たちも、この基準ができましたれば、かなり自信を持って指導できるのではないかと申しておりますので、御趣旨の点について考究したいと考えております。

○松永忠二君 その点についてはひとつぜひ、さつき申しましたように、改善というふうな面も考え合せて、現実の屋内体操場を使用している状況等も勘案して、と同時に、いま言つたような点の指導等にひとつ的確を期していただきたい。そういうふうなことを一応お願いをしておくわけです。

それから、資料に基づいて、二番目にそこに出ております「小中学校校舎整備に係る第二次五カ年計画の社会増、一般増別整備計画(面積)」というものが出ておるわけですが、これは今度のこの計画は昭和三十九年度以降七カ年計画で実施をされたもの、これを基準にやられておるようでありまして、昭和四十一年から五カ年計画で新たな計画が実施をされてきている。そこで、この計画については変更する必要があるのかどうか。この場合に、新しい場合に、建設の予定の集団住宅と、この点についてはどういふふうな考え方を文部省として持つておられるのか、お聞きをしたい。

○政府委員(天城勲君) お手元に出した資料にございまして、三十八年の時点におきまして調査いたしました集団住宅、建設予定の集団

住宅というものを前提に置きまして一応推定したわけにございましてけれども、これは御案内のように、現実の事態はどんどん変化しておりますし、集団住宅という新しいベッドタウンの建設等が非常に当時と違つた形で進んでおります。したがいまして、私たち本年度もう一ぺん新しい実態調査をし直しまして、基礎数を把握して、実態に即する学校建設の措置をとりたい、こう考えているわけにございまして、従来の基礎数字は実態に即さない点があることは私たちが承知いたしております。

なお、現在におきましても、特に社会増の関係で教室不足をもつております学校につきましましては、執行上はできるだけ優先配分という方針をとつておるわけにございまして、また、御案内のように集団的な住宅が三百戸以上建設される場合に、一年半先の前向き児童生徒数を基準とすることも認める措置をとつておるわけにございまして、社会増に伴う教室不足の措置については、全体として特に意を用いておるが実態でございまして。

○松永忠二君 そうすると、六百七十万戸で政府施策で二百七十万戸をやるといふ際に、それに伴ういま言つた建設予定集団住宅といふものがどのくらいあつて、これに伴う文部省の学校といふものはどういふふうなことになる、そういう計画は、全国でただ六百七十万戸の中の政府施策二百七十万戸と、こういふふうなことになる、この中には本年度あたりでも公団住宅などが明確に五万三千戸つくるといふことを言つておるわけにございまして、この政府施策は変更されて、そのためにここで予定をされておるような集団の住宅の建設予定といふものは明確になつておるのですか、調べてみてまた検討というお話ですが、一体政府の住宅計画の中にはどういふところまできつとなつておるのですか。それはもう各省でかつてにやらせるのですか。この点は文部省の責任だとばかり言ひませぬけれども、これ

かといふことは、だんだん年数がたつに従つて不

文部省の進めている公立文教施設整備の第二次

二十九万坪というように明確になっている、内訳

体計画を消化してきているし、あとの年度でこの

全体がこなし得るのではないかと私たちは考えております。

○松永忠二君 わかりましたが、その点は、一般の第二次五カ年計画の実施状況と不足坪数というようにものをいろいろ考えて、もつと予算をつけたいというふうな要望も出てきているわけであらう、その点ひとつ、この計画はやはり一面学級の生徒数の減少の計画と同じようにウエイトをもつて、これを文部省としても推進してもらいたいと思うわけでありまして。

そこで、私はいますぐいじめるということについては、いまお話しのような基本線だとすれば、一体二百七十万戸政府施策の住宅をつくるというこのほうは閣議了解でやられている。そうなるべくれば、こういうことに伴う変更のための予算増、いわゆる計画変更、計画増といふものについて、やはり一回閣議できちんとしてもらって、責任を果たしてもらわないと、こつちのほうはきちとやってもらっても、片方のほうはなかなか進まないということになると、当然この政府施策を実行するにあたって伴う社会増の従来の年次計画に加えないわけではできないものについては、基本の五カ年計画に伴う一つの影響なんですから、これはそういう方針で文部大臣としてもまあ今後機会を見て努力をしてみたいと私たちは思うのです。そうしないと、実際問題としてやはり当然不足数が出てくるという結果になると思う。この点はひとつ、文部大臣、特に要望したいと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(中村梅吉君) 住宅計画は、長期計画を立てて、閣議決定でやっておるようでございますが、これも住宅公団、公営住宅あるいは公社住宅、あるいは厚生省、労働省の資金を使つたものも何種類かあるわけでございますので、これはどういふふうに分布されていくかというところは、実際問題としては非常にむずかしいと思うのです。それともう一つは、社会増は、こういう政府施策の住宅計画のほか、まあ大都市周辺におきましては個人住宅の社会増というものは、これは非常に見のが

せない大きな問題だと思ふのです。そこで、現在建設省中心に考えております住宅政策、今度新しくまた住宅計画というものが立てられましたから、これとも見合い、それから各府県の地元としてのどういふ見込みをするか、こういうこともらみ合わせまして、本年ひとつ詳細な社会増についてわれわれの対策を立てるべき基本調査をやつてみたいと、こういうわけでございまして、まあ住宅計画のほかに一つの計画だけなしに、一般社会増のほうもありますから、私もどうしても閣議決定をして寸分動かないものにするというところは、なかなかむずかしいと思うのです。しかしながら、できるだけ一つの方向はきめられておつたほうよろしいのでありますから、今年の基礎的な調査を、各都道府県にも御協力願ひましていたした上で、御指摘のような点はひとつやれるならばやれるように考慮をしてみたいと思ひます。そうしてできるだけやばりこちらのほうも、一般の校舎増改築、新築のほかに、社会増に伴う学校施設の建設計画といふものはきちと持つていたほうが、まあさらに途中で状況の変化等によつて修正をする場合があるとしても、やっぱり基本計画はあつたほうがいいと思ひますから、これはぜひ打ち立てていきたい。また、打ち立てて、今年の調査結果としてできれば閣議決定ということも御指摘のように考慮してみたい、こ

う思ひわけです。

○松永忠二君 大臣は建設大臣もやられて、こ

う思ひわけです、これは。それはこまかい調査は調査をしなければできないけれども、考え方としては、ただ住宅をこれだけ建てるといふだけの話でなしに、それは当然公立の文教施設にも計画的に反映をされてくるものなんだから、こ

ういふことについて従来の五カ年計画に上積みされなければできないというふうな点については、やはり機会を見て明確にしていっていただければできないと考えるわけでは。

そこで、住宅公団が一戸以上建てた場合に、学校の施設について一定の基準で建ててそれを譲渡するといふこのやり方は、昭和三十三年以来行なわれていたけれども、昭和三十三年以降において非常に基準が下がつてきているといふことを行政管理局あたりが指摘をされているわけですから、こ

ういふ点については、やはりあれ何ですか、文部省としてはこ

ういふことであらうかと思ひます。私もこのほうで社会増によりまして教室の必要量がどれだけ増加するかといふことを算定いたします基準といつたしまして、団地の場合、戸数一戸につき小学生だと〇・四五人、中学生だと〇・二二人と算定することにしたしております。これで一般の場合はそうなっているわけですが、ただ、公団が実際に必要な学校を建設いたします場合には、それを下回る事例のことをおしやつておるのだと思ひます。坪数がそれだけ出てこないじゃないかといふのが私どもよく耳にしているところでありまして。私もこのことにつきましましては、建設省を通じてたびたび申し入れをして、所定基準のとおりやつていきたいといふことを言つて

いるのでございしますが、実情としてその場合こ

ういふことがあると思ひわけでありまして。この〇・四五と〇・二二といふものは、これはいふぶん前にきまりました基準でございまして、団地が全国に建ち始めたころにつくつた基準でございまして、当時団地ができて何戸かの戸数が建つ場合、

ど

過ぎるというところも出てくるわけでございますから、公団のほうではすでに入居者がわかつているような場合、その子供が今度どれくらい通学者が出てくるだろうかというのを計算いたしまして、この基準よりも下回ってつくるとした場合があるようでございます。そういうような公団側のほうの立場からするところの回答があったというふうな状況でございます。

○千葉千代世君 ちよつと関連。公団側としてはなるべく安くあげたいわけでしょう。ですから、そういう理由をつけるわけなんですけれども、やっぱり基準を下回っていくというところで、そのこと自体に対して文部省のほうで少し指導してもらわないという、それを口実にかなり下回っていくのが多いわけですね。反対に、若い人が入るから少し大き目に実施しようと思っても、基準を越えた分を全部持たなければならぬという実情になるわけでしょう、補助の対象にならないわけですから。そうすると、それがまたできにくいというところになってしまいますから、やっぱりその点はいまのような伸縮自在というならば、基準を越えた場合にも将来を見通して、そして補助対象にするとか、何かしていきませんという、公団の言うなりになっておったのではこれは解決しないと思うのですけれども。

それから、子供を生まない人が入るからというふうなことを言っている。それはいまの公団の中で特に高いお金を払わなければならぬ、いわゆる高所得者が入っていくという層というのはごく少ないわけですね。いまやはりそうじゃなくて、ことに勤労者全体の人が入るというふうになっておりますから、やっぱり想定が間違つて、低く低く踏もうとするほうと、その辺のやっぱりかね合いを考えていただかなければならぬと思うのですけれども、いかがでございますか、実情は。

○説明員(岩田俊一君) ただいま御質疑の点は、私ども十分その点に思ひますのでございまして、まあ今後ともその点につきましては公団側と接触を密にしていきたい、かように考えておるわけでございます。

けでございます。

○千葉千代世君 今後ともそうなんですが、いままで、たとえば私は団地の近くに——船橋はほとんど団地ができて、そして前原団地から習志野団地から高根台団地、何か何戸という想定があつて、これは医療上もたいへんだし、つまり保健上ですね。その関係から一番困るのは学校教育の問題です。それで、おかしな方々の関心、それからおとろさん方の関心は、やっぱり一番教育のこと、最重点に考えていらつしやるわけですね。そういう意味で考えていった場合には、今後ということじゃなくて、現在調査していただいたら、私がここで百万べん言うよりもおわかりいただけるところです。たいへんな問題になつていくわけですね。

○松永忠二君 千葉委員の言われたような点で、せつかく自治省、大蔵省、文部省、建設省、四省の事務次官了解事項としてできたことを、やっぱりかつてに理屈をくつつけて破つていくというふうなことはいかぬと思う。しかも、こうした政府の管理庁でさえもこれはいかぬと言っているんですから、こんなことを認めていく理由はないと思うのです。これが結果的に十分にいかぬわけだ、こへひつかかってくるかといえ、これはまた地元の市町村、また住民負担ということにいくと思ふのです。これは後ほどちよつと話に出ますんですが、校地取得の問題だとか含めて、やはりこれだけ現実的に集団住宅がもうどんどんできていく状況の中に、これに対処してやはり計画を改めていく、そしてこれを、第二次計画を完全に実施させることが大事だからこの数字をいじらないというならば、そのプラスする数字としてのものをまた計画的につくつて、そしてこれを政府施策としてやはり了解をしていくということをやつてもらわないと、やはり予算もきつちつとふやしていくということも非常にむずかしいのじゃないかと思ふ。ざひひとつそういふ点で考えをいただいて、ただ言うだけでなくて実行していただきたいと思うのです。

なお、こういうことが出ておるのですが、これはどうなんですか。「急激な社会増の生ずる市町村に対しては、特別なワクを明示して国庫負担金を交付することや」ということがありますが、こういう点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(天城勲君) いまの行管の御指摘は、社会増を別の項目に立てろという意味ではないかというふうにお考えのようでございしますが、予算編成上の問題でございまして、社会増については私たちが事態の急なことは十分認識しておりますし、弾力的な運用をいたしますので、特にそういうことをしなくてもいいのじゃないかというふうな現在のところは考えておるわけでございます。

○松永忠二君 それじゃ、その点は、いまお話ししたような点を的確にして、ひとつできるだけの早い時期に一般の計画を立てて、いまの急激な変化に伴つて従来文部省がやつておる第二次五カ年計画の不足するものは、当然これはやはり国も努力しなければできないという点をはっきりさしていただいて、ひとつ充実してもらいたい。私は、屋内体操場その他の問題だつてこれと同じことだと思ふので、この点もひとつ努力していただきたいと思ふのです。

もう一つ、ここに校地の取得について資料をいただいたのですが、ここにやはり三十九年五月二日から四十年五月一日の買収費が百九億だと、これに見合うものは②のほうのどこに当たるんですか。

○政府委員(天城勲君) 上のほうは小中学校義務教育の分でございます、下の起債分につきましては、義務教育以外のいわゆる非義務——幼稚園、高等学校の分も含めておりますので、この上の百九億は、この下のほうで申しますと、三十九年度の五十二億というものと見合ふと申しますか、この年度の問題も入つてくると思ひます。

○松永忠二君 そうすると、百九億の買収費に見合うものとして許可総額が五十二億、こういうふうな数字だと思ふのです。そうすると、昭和四十年については一校校地買収費は推定どのくらい

というふうにお考えられるのですか。この上のほうの百九億に見合うものとして、その四十年に百二十二億の許可総額があるとすると、買収費として一校校地買収費はどのくらいに見合つていくものなのか。

○政府委員(天城勲君) これはちよつと推計が困難でございます、やはり実態に即して四十年度の分をとらなければなりませんので、現時点においてはまだ私たちが数字的に申し上げるだけの作業は進めておりません。これは非常に毎年の事情が違いますし、土地の単価も違つておりますので、もう少し時間をかけていただかないと、数字の把握はできないわけでありまして。

○松永忠二君 まあこの校地取得計画については問題があるので、もう少しそういう点を的確に把握をしていただきたいと思います。

この百九億の中ですが、先行取得費というのは一体どのくらいになっておるのか。いま御承知のとおり、校地が非常に高くなるので、事前に校地は買つておかなければできないというふうなことで、その買収費の中には相当先行して取得をする費用というものが含まれておると思うのですが、そういう点については何か調査したものがあるのですか。

○政府委員(天城勲君) いま資料を持ち合わせておりませんので、何ともお答えできないのでございしますが、全体の調査で先行取得の分とそうでない分の仕分けができておりますかどうか、もう一べん役所に歸つて、資料を精査した上でお答えさせていただきます。いまここでは資料がございません。

○松永忠二君 いま突然ですから、なかなかあれでしようけれども、これはちよつと昭和三十一年五月二日から四十年五月一日の分をやはり地方公共団体あたりが概算を出しているわけですね。これはちよつと百九億に見合うものとして百十九億という数字を出している。この中で当年分の取得費として出ているのは六十九億で、先行取得費が五十億だと。約その半分かちよつとしたものを先

行取得費として出しておるといふ数字を出しているわけだ。その中で、結局百十九億の数字でいろいろな関係で処置ができていたものが五十二億という数字が出てきているので、まあこれもなかなか問題としては頭が痛いところなんですね。もちろん団地については校地取得についてはいろいろと政府もめんどろを見ているという形をとっておるわけだけれども、一般的なもののについてはなかなか困難である。文部省としてはこの校地の取得費というのをどういう方法で解決していくという、こういう考え方があつたのか。補助対象になるのかどうか、まずこの点についてはどうなんですか。これはひとつお考えをちょっと聞かせてください。

○政府委員(天城勲) 最近学校建築に関連いたしまして、校地の取得問題が関係公共団体で非常に大きな問題になっておりますことは、私たち関係者の会議のときにもよく出る問題でございますし、また実際にいってもそういう実情を始終訴えられるわけでございます。特に社会増あるいは学校統合に際しましてそういう問題が顕著でございます。

これをどうするかということでございますが、もちろん方法としては、一つは国庫補助ということもたまたま考えられる方法でございますが、これにつきましてはわれわれもいろいろいろいろの考え方を検討したわけでございますけれども、何しろ土地でございますので、単価が土地によって非常に違う。どういふ基準で土地の単価をきめるということが補助金の場合に非常にむずかしい問題でございます。それで、その点につきましては私たちがまだ成案を得ておりませんし、現在のところ補助金では必ずしも適切ではないんじゃないかという考え方をむしろとおるわけでございます。現在ではむしろ起債でやるほうが実態に即するんじゃないかと、起債のワクをできるだけ十分にとるといふことのほうが実態に即するのではないかと、これを基本的な考え方にいたしておるわけでございます。

○松永忠二君 この点はいろいろうらな考えを持っておるんですか。校地起債の単独起債項目を設けて、政府資金によってその財源措置をしていくほうがいいと、まあこれではかえつてワクが非常に小さくなるから、むしろ交付債、繰越債のワクを拡大するほうがいいんじゃないかというような意見を持っておるわけなんですけれども、これは考え方をまとめて、一体いつ実行に移していけるんでしょ。少なくともまあ明年はこの問題については解決したいという、こう腹を固めておられるのか。まあ要望は多いけれども、むずかしいということなのか。こういう点についてはどういうふうなめどをもつて解決していくという考え方を持っておられるのですか。

○政府委員(天城勲) ただいま申し上げましたような考え方で、私たちは起債で措置していきたいと、こう考えております。

で、起債の状況でございますけれども、まあ政府資金でいくか繰越債でいくかという問題でございますが、もちろん私たちとしてはできる限り低利の資金のほうがいいという考え方で、自治省としては政府資金の拡大を交渉いたしておるわけでございますけれども、これについてはやはり金額のワクがございまして、したがって、起債をこのワクで押さえてしまふことも実際に即さないで、他の交付公債やら繰越債について起債のワクを広げているのが実情でございます。今後におきましても起債のワクというものは実態に即して確保していきたいと考えておりますし、政府資金もできるだけその中で比率をふやしていきたい、こういう考え方で自治省といふも交渉をいたしておるわけでございます。

○松永忠二君 一体、本年度は起債のワクをどのくらいにしたいということと話し合いが進んでいるのですか。

○政府委員(天城勲) いま自治省との段階でございますけれども、この資料にも記入してございまして、四十年度大体百億余の起債の措置が、まあ四十年度に可能になっておるわけござ

いまして、まあ繰越債につきましては大体実績に基づいてやっておるわけでございますが、私の承知している範囲では、繰越債では希望するところとはほとんど認められていないと思っております。問題は政府債のワクをどうするかということでございますが、現在特に社会増地域につきましてもこの義務教育債のワク内でもって、これはまあ政府資金でございますが、政府資金、義務教育債でもって用地購入を含め得るようになっています。進めておるわけでございます。数字的にはいま最終は幾らということには……四十一年度としては四百一十億というのが一応義務教育債でございますが、この中にいま申し上げました用地購入費をまあ含めるといふことで話をしているわけでございます。

それから、用地費が幾らという形はちょっとわかりませんが、全体は四百一十億、この中に義務教育債の中に土地購入費も特に社会増地域については認める、こういう考え方を自治省ときめておる段階でございます。

○松永忠二君 その四百一十億の中に用地費を含めるというのが、実はなかなか現実には、一体一つの理由になってきていると思うのですが、そういうことが、たとえはその話の出ているように、単独起債項目にしたいという要望が出てきていると思ふのです。実際には地方で政府債で起債を認めるなんというところはほとんど不可能に近いのであつて、いまお話しのように、社会増の場合には少しはめんどろ見えてくれるけれども、やはりこれについては、このごろは交付公債でやれやれという話が出てくるようすだけれども、交付公債といふのはなかなか、借金ですから、実際にはなかなかむずかしいので、やっぱり政府の資金といふものをめんどろ見てもらうと、これもちやうどいろいろなプールなんかの補助金と同じように、少しでも起債が出ていればそれだけでも結局まあ地元としては推進するのに非常に楽になるわけだ、全然だめだといふのと、やはりそういう点に

ついて幾ぶんでも政府資金が回るということになれば非常にまあ実行ができると、こういう点まゝいろいろ交渉することもあると思ふんですが、こういう問題についてはぜひ考え方をまとめて、現実増加をしていくという方向で努力してもらいたいと思ふんですが、この点はただ歴然となつておるというだけでなくて、じゃどうするかということもきちつとして、ワクがふえてきたということも明確にしてほしいと思ふ。

最後に、もう一つ私お聞きしたいんですが、いま適正規模にするために、統合には補助金というのを出しているわけですね。ところが、非常に過大な学級を持つておる学校が分離をしていくというときには、全然これについてめんどろが見られないというのが現状だと思ふ。いま文部省で適正規模と言っているのは、小学校が九百人であり、中学校が六百人である。だから、これをとにかく適正な規模にしていくなかには、過大なものを解消して、市町村も負担をしながら適正にやっていくという意欲で、そうやっていくものを、やっぱり何らか措置をしていくということは必要だといふように私たち思ふんですが、まず、一体過大学級といふのは小学校、中学校にどのくらいあるのか。もちろん、ここで九百人という標準の人数だけでいっているわけではないけれども、私たちが知っている範囲では、都市のほうには非常な実は学級の過大な学校がある。中学校なんかひどいところがある。これはやはりどうしても分けていかなければ実はいまうまいかないわけですね。ところが、何にも補助金が出ないから、結局補助対象にはならない。校地を取得する費用も、さつきお話のとおりめんどろが見られない。そうならばどうなるかという、学校の不足坪数を建て増しするということ以外に手はないということになる。そこで、これは統合も非常に大事なことであつて、適正なものにするために分離するものにも、やはりそこを考へていく措置をとって、一体過大学級を適

正に分離しなければいけないというように考えている学校は小中学校でどのくらいと把握されておるか、いま言った考え方について文部省としてはどういう考え方を持っているか、この二つの点をひとつお聞かせいただきたい。

○説明員(岩田俊一君) 御質疑の第一点の、過大

学級というものは大体どのくらいあるかという御質疑でございますが、数字的にはただいま資料を持ち合わせておりませんので、的確にお答えすることができませんので、もし必要があれば、あとから御報告申し上げますが、ただいまの学校統合の場合とは逆の、過大な学校を適正な規模にするためには一体どういうことになっておるかという御質疑のことでございますが、ごもっともな御質疑だと思っておりますが、制度的に申し上げますと、国の負担対象としては、学校を分離するという場合につきましては、制度的に国庫負担の対象とするというたてまえにはなっていないわけでありま

す。ただ、実際の運用といたしましては、ここ最近数年の間におきましては、すべて危険改築、老朽建物があるという場合に、その際に建てる場所を別に適当なところに求めて分離をする、あるいは校舎の不足があった場合に、他へ敷地を求めて分離をするという運用をしております。過大

大学校というのは新設の社会増地帯にはわりあい少のうございまして、県庁所在地のような大都市の古い学校に非常に多いわけでございます。でござい

ますから、そういう学校というものはたいてい多かれ少なかれ老朽建物というものを相当持っております。そういう学校を分離する際に、これをい

てもしかたがない。危険校舎があれば、危険校舎を改築するとか、あるいは不足があれば、それを敷地を求めてどうこうというような話ですが、これは制度的に考えることは無理なんですか。無理だというのは、どの理屈で無理だというんですか。これはひとつ局長なり、考え方を聞かせてください。

○政府委員(天城勲君) 無理だというのは、現行

ではそういうことを規定されていないので無理だということなんです。適正規模といふものが想定されるならば、適正でないものを適正にしてい

くためにいろいろな措置が行なわれれば、必要な国の援助もするとか、応援もするといふ考え方で出ていると思うんですが、実は非常にその辺が実態に即して考えますと、たとえば新しい統合学校でも土地の関係でいわゆる適正規模を越えざるを得ない実態も出てくるんですね。非常

に山間地あるいは地域の関係でもって一定の基準以上にまで学校を集めてしまわなければ、二つにするには新しく土地が得られないというようなことで、その場合にも適正基準といふものをいろいろ想定し

て、大きな学校を二つに分けるという教育上の問題もございまして、いままではむしろ小規模学校があまりにも多くて教育効果があらわなかった、適正な規模にこれをまとめていったほうがいいんじゃないかという考え方で、それを促進するといふ意味で統合という補助金の項目ができてきたわけ

な学校を、たとえば小学校九百人、中学校六百人にせよと言っているんじゃないんです。やはり基本調査をやられてみれば、当然都市の学校でこの程度の人数のところはもう二つに分けなければ教育はできないじゃないか。中学校の生徒あたりが千五、六百人もいて、そうしてそこで教育をやっているといふことは、やむを得ずやっていると

いうことであって、これはもういいと思つてやっているとわけじゃないんですね。だから、さつき申しましたのは、一体過大規模といふものが調べてあつて、どうもこれだけのものは、この学校だけは何とか処置をしなければいけないという、この考え方があつて、そういう数字を的確につか

んでいて、そうしてこれを解消していくために、補助対象にならないものを補助していく必要があるといふふうに考えて法律を整備をされていくといふことは、私は当然なことだと思つてます。だから、このことについてはさつき申し上げたように考えていていいんじゃないか。もちろん、全体として小さいものを一つの規模に集めるという

ためにそういうものが出てきたことも事実だけれども、いまやまた逆に、さつき話したとおり、分けたくても補助もなんにもくれない、校地もなんにもめんどろ見てもくれない、みんな自分でやらなきゃできないから、どうしてもやれないといふことで、だんだん大きくなってしまつて、そしてや

つていふところは、私の知っているところあたりでも、もう校長さん一人ではやれないわけなんですね。一学年十何学級もあつて、もうすでにその学年主任が一つの学校の校長のようなものです。で、この人たちに特別に任用させるためにはよく調べてみる、いわゆる対策費といふものもやらなきゃできぬほど学年を把握するのが困難になつてきているわけなんです。だから、適当な対策の費用もやつて、それで学年の統一をはかつていくわけ

ですから、私はもつと、教育的にもうこれは二つに分けなきゃできぬという学校は、一体日本全国にどのくらいあるのか、これを分けるについて、は、じゃ行政措置で必ず補助もつけてやるとか、あるいは法律的にこれを整備をしていくといふことをやつていかなければ、統合ばかり奨励するとい

うのも私はわかんないんです。統合といふのは適正な規模にするために教育的な見地からやることであつて、反対に、教育的立場から分離を必要とする学校が当然出てくるのであつて、適正規模に配置するための補助といふものがあつて、その中に統合と分離と二つあるという性格のものだと思つてます。これについてはもつと積極的な姿勢を持つてもらわなきゃいけない。こういう点につ

いては、大臣、どうなんですか。

○国務大臣(中村梅吉君) お話伺つておつて、まことにごもっともに思つてます。そこで、従来は、大規模学校で適正規模でないというところからは、大

体歴史の古い学校で危険校舎を併せておる。そこで、運用上、危険校舎の改築といふことで分けて別の地点に別の学校をつくる、これに対する助成の道を講じてきた、これでまあさばけておると

思つておりましたが、なるほどお話を承れば、全部が運用だけで解決できるものだけじゃないと思つてます。運用では解決のできないものもあると思つてますから、そういう点、ひとつ実情を調査させて私どもとしまして、統合の問題と類似な考え方

で研究をする必要のある問題だと思つてます。から、ひとつ今後研究をいたしたいと思つて

○松永忠二君 まあ研究をしてくださることも

けっこうですけれども、やはりそれを実現して

もらわなきゃできぬと思つてます、これは。そ

れから、理屈が違つていふなら違つていふと教

えていただく、そんな要求はだめだといふならそ

れもいい。しかし、私たちはどう考えても無理

屈が通つていふし、当然やつぱりやるべきこと

だと、これは教育という立場からいって全

合と同じ性格のものだから、数字をどこで押える

といふことにはいろいろ議論があるとしても、や

り

り

り

り

はりこれはきちつと制度化してもらわなきゃだめだということ。

で、危険校舎がどうのこうのというお話ですけども、そんなに危険校舎ばかりがあるところもありません。不足坪数がどうこうと言ったって、不足坪数は、分けてしまえば不足坪数は出てこないんですからね、なかなか。こういう点もある。で、これとやや似たようなものに、実は小中学校を一つにしている学校があるわけなんです。これは当時六・三制の出発の当初から財政的に非常に困難であつたために、小中学校を同じ学校に置いて、運動場も同じように使わせてやっていた学校があるのです。これはもうだんだん進んできたので、小中分離をして中学校としての独自の教育をやつていきたいと、こういう積極的な意欲で分離を考えているところもあるわけです。これまた現状では手がつけられないんですよ。

まあ文部省としてはそういう中でいろいろふうをして補助できる理由を発見するために努力はしているようでありまふけれども、実際のところ法律的なあれがないんで、どうにもならない。教育的にはもうどうにもならないんで、運動場を広げようと思えば、運動場広げるのには金は一銭もくれない。不足坪数が出てくるかという、学校の中のいま建つてあるものは不足坪数はないのですから、不足坪数はどこにも出てこないというふうなことで、これなども、私は初中局あたりでも調べておると思うのですが、やはり統合してくるんですよ。統合してくるけれども、統合には何もかもいろんな措置がされているのに、やはり同じような、小中分離をして適正な教育を行なつていこうという、こういうものについても調査をしておいていただいて、これもやはり教育の向上をはかるために、同じところに小中学校があつて、学校の敷地を境をして運動をさせるといふような、その学校もその地域の教育委員会もこれはもうまずいと思つていても、いかにせん、何らの措置がないから手をつけられない。まあまああとにしちまうということになつてくるわけで、この点もあわせて……。

まず基礎的な調査が、私は少し整理をしていただければ、現在の調査で出てきているわけだから、その上に立つて、このところ、こういうところ

と、さっきのお話を聞くにすぎない。調査もやつてきたようなので、学校に当たつて調査をしていけば、この県の中でこの程度の学校数は対象にしなければならぬ、この程度の小中学校を併合したら適正なものができるといふものを出してもらつて、そうして一度に解消することは無理だとしても、そういうものが計画的に解消していく、そうしていきける法律的な根拠というものを与えてもらいたいと思ふのです。行政措置ということじゃなくて、やはり法律的な根拠を与えてもらいたいと思ふのです。最後に一つ局長に、当面仕事を進める上において、この問題についてのひとつ決意をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(天城勲君) 御指摘の、適正規模を進めるために統合も分離も同じ問題ではないかという御指摘、私も全く同感でございます。先ほど申し上げたのは、現行法で、何と申しますか、いまやりくりしている実態が頭にあるものでございまして、若干もたもたした答弁を申し上げてたいへん恐縮でございましたけれども、そのこと自体は十分認識しております。現実には法律的にその根拠のないことも御指摘のとおりなんです。可能範囲で実態に即応する措置をすること、を申し上げたわけでございまして、将来の問題として十分この点実態を把握し検討させていただきますと思ひます。

○説明員(岩田俊一君) 先ほど御質疑の中で数字についてお答えを保留いたしました、いわゆる過大学級の数は幾らあるかということでございますが、どの程度から過大学級というかということについてはいろいろ意見があると思ひますが、一応四十学級以上をとりますと、三十九年の五月の調査で、小学校が百七十四、中学校も、これは偶然に一致しまして百七十四となつております。か

りに三十学級以上だとするならば、小のほうは千五十二、中のほうは七百九十八であることになつております。

○松永忠二君 いまこまかい数字が出ましたが、数字が少なれば少ないほど私はできると思ふのです。多ければ多いで、またその計画をすることでは、やはり少なければ、もうそのための要する費用といふものはある程度めどがつくわけだから、これはやはり現実を裏づけをつくろ。ただふりをしているというだけじゃなしに、そう言つてくれれば、みんな一生懸命さういう点については努力をするわけですからね。これはやはりいま言つたような方針で、ひとつ大臣も局長も努力をしてもらふ。午前中はこれで終わります。

○委員長(二木謙吉君) 午前中の委員会はこの程度とし、午後一時二十分に再開いたします。

午後一時二十一分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(二木謙吉君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

教育、文化及び學術に関する調査中、社会教育に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

なお、政府側より中村文部大臣、宮地社会教育局長が出席しておられます。

○鈴木力君 だいたい時間がないそうですので、簡単に伺ひますが、この社会教育という分野は非常に範囲が広いので、なかなかまとまりがあるようだとまとまりがないようで、文部当局としても非常に苦勞をなさつていらっしゃることはよくわかります。私もどなたも、どこをどうやるかということについては非常に問題が多過ぎると思ふのですが、そのうちの、社会教育の一つの柱だと思ひますけれども、社会教育の対象になつておる団体について若干伺ひたいと思ふのです。

現在いろいろ社会教育の対象になつておる団体の動きの中に、いろいろな方向を持つておたり、あるいはいろいろな性格を持つておたり、戦後の社会教育制度が始まつてから今日までにずいぶんいろいろと変わつてきておると思ふのです。そこで、ちょっと伺ひたいのですけれども、文部省が社会教育の対象として今日ある団体をどうとらえていらっしゃるのか、そしてその団体に對する指導方針が現在どうなつておるのか、まずその点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) ただいまお説のとおり、社会教育の団体という前の、いわゆる社会教育とは何であるかということにつきましては、これは社会教育法に定義がございまして、学校、社会教育施設、学校教育法に基き、学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き……主として青少年及び成人に對して行なわれる組織的な活動をいう。というふうな定義がなされております。それから、社会教育法の三章關係に社会教育關係団体といふものが定義されております。それは社会教育法の十條に「法人である」とを問はず公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」という定義がしてございます。で、もちろん法人であらうとなかろうとかまわぬ。しかも、学校教育以外の組織的な教育は社会教育であるといったような前提でございまして、どこからどこまでが社会教育關係団体で、そうでないものは限界はどこかとあまり厳密に申しまして、実態がいろいろございまして、なかなかむずかしいわけでございますが、私もどなたも社会教育行政を推進してまいります場合に、一応少年団あるいは青年団あるいは婦人団体——成人だけの社会教育団体といふのはこれはほとんど皆無でございますが、いま申しましたような青少年の団体、婦人の団体、こういったようなものがございまして、私のほうは都道府県等にお願ひしまして調査いたしました結果によりますと、たとえば婦人の団体だけにつ

教育委員会なりあるいは市町村の教育委員会なり

と、いわゆる助成と申しまするか、国が補助金を出

るものと出せないもの、こういうものがございま

○政府委員(宮地茂君) 御指摘の点につきまして

は、日本青年団協議会の会長の矢野茂文さんから文部省へて、二月二十一日に文部省の後援名義使用願いが出ております。私のほうはこれを後援をいたしませんでした。

その理由でございますが、まあ多少話の行き違ひもあつたようでございますが、そのときに申請書を持ってこられたのをここに手元に持つてきておられますが、その中にいろいろの研究課題が――青年問題研究集会要項というのがございまして、いろいろな研究テーマ等がございまして、その中に、「後期中等教育と人間像」という部門と、「青年団の主体性の問題」という特別分科会の事項がございまして、そこを讀んでみますと、その後期中等教育の整備拡充についての中教審の中間発表が用意されておると。で、「このように、低賃金若年労働力をひろく必要とする経済の要請に従つて、政府は青年の教育や学習活動について大幅な再編成を急いでいる。」云々といつたやうなことで特別分科会をやるようになっております。

それから、「青年団の主体性の問題」のところでも、「青年団に対する補助金、団活動に対する行政からの干渉など」云々といつたやうなことで、まあ分科会の中でそういうたやうなことがございまして、私のほうの課長が、後期中等教育と人間像の分科会をやるのはいいけれども、それは一方的に、ここに書いておるやうな、低賃金若年労働力を必要とするという経済の要請から青年の教育を再編成するといふやうな意図でやつておるんではないんだと。要するに教育の機会均等あるいは中学校以上の後期中等教育について、わが国の国民として、社会の形成者として心身ともに健康なりつぱな人間をつくるには、どういふ中等教育がいいであらうかという観点からやつておるのであつて、君らが言うやうなこつちの一方的な考えから分科会をしたんでは、ちよつとまあ、するのは自由だけれども、そういう中教審で検討されたり文部省でやつておるのには、君らが前提として独断的に言つておるやうな意図ではないんだといふことを話したようでございます。しかし、

この修正がなされなかつたので、やはりこつちの研究会を後援します以上、その研究会でやられることが文部省としてもけつこりだといふ前提で後援するわけですから、それでは、まあそつちのた点で遺憾ながら後援はできないといふことを課長から申し渡したのが真相でございます。

○鈴木力君 そつちと、さつき局長のおつちやつた精神的な助成をするという場合に、社会教育の対象団体となつてゐる青年団体は、婦人団体もありまふ、その団体は公の支配を受けない団体を対象としてゐるのがたゞでまゐるから、したがつてその団体が研究をする中身や、それからあるいは行事を持つ、そつちのこつちについては一切干渉しない、こつちの局長の先ほどの答弁と、それからいふ具体的な起つた問題とが、これは文部省としては趣旨が一貫してゐると思つていらつしやるのか。

○政府委員(宮地茂君) これは私のほうは、そつちの一方的であつてもよいから自分でおやりになるのはどうぞおやりなさい。ただ、文部省が後援名義を与えて、文部省もその方向がよしとして後援をする、そつちのう中身であつたら、ちよつとこれは君らの考えは違ふんではないかといふことを申しましたので、何も文部省の後援名義なしにどのようなことをおやりにならうと、私のほうは何も申す必要はございません。

○鈴木力君 もう少し伺ひますが、その要項に書いてあることを、一体文部省は、いまの青年の団体にしても婦人の団体にしても、この種の会はこれは伝達講習会ではないのですから、全国の青年の問題研究会ですから、そつちと、しかも、分科会といふのはずいぶんたくさんあるのです。私ども調べてみたところによりますと、大きく分けて分科会が五つですか、それがまた小さな柱にすつと入つておられます。その中の二つがいわば気に食わないからといふことなんです、そつちの問題提起をされておることが文部省の意に満たない場合には後援団体にはならないと、そつちのことが、公の支配に属さない団体の皆さんの学習

なり研究なりによつて伸びていくことを助成をするのだといふ言ひ方と、どうしても私は一致してゐると思われたいのです。特にこの種の問題提起はいろいろあると思ひます。事実いま局長がお読みになつたやうな説を唱へてゐる人もゐるのですから。その場合に、全国の青年が集まつてきて、それが正しいか正しくないかという議論をするのですから、それを好ましくないといふ言ひ方は、これはちよつと私どもは納得ができませんので、すけれども、その辺についてもう少し伺ひたいので

○政府委員(宮地茂君) これは先生よくお読みいただければおわかりいただくと思ひますが、一方的にそつちの特別委員会、たとへば若年労働力の再編成といつたやうな意味で後期中等教育をしようとしておる、だからわれわれはそつちのこつちに対してどう対処すべきかと、そつちの問題提起といふよりも、そつちの考へで特別分科会をやるというふうになつてゐるわけなんです。ですから、そつちのやうな、低賃金労働力を必要とするといふ見地からの再編成だといふ考へもあるし、また文部省が言うやうにそつちではないといふ考へもある、ついでにそつちのこつちについてお互ひに特別分科会で協議しましよといふやうな中身になつておれば、私のほうはそれでいいと思ひます。ところが、そつちのやうな、一方的にこつちといつてのそつちの分科会だと、ちよつと文部省ではこつちのこつちの分科会だといふやうな注意と

いふやうな考へ、指導ですかしませんが、いや、これは直さないんだと、ともかく文部省は後援してくれればいふんだとおつちやられますので、その点は何も干渉ではないと思ひますが、やはり主権ではなく後援ではないと思ひますが、やはり前提で討議されるのがよいといふふにこつちも考へれば後援すべきだと思ひますが、全然文部省のほうではそつちの意図は毛頭ないのに、そつちの前提を置いて討議される、それをしも後援しなければならぬといふ理屈にはならないのじゃないかといふ気がいたしましたので、後援いたしません

でした。

○鈴木力君 よくお読みになればおわかりと思ひますが、こつちの前提は取り消してもらひたい。おまへは読まないでかつてなことを言つてゐるのじゃないかといふ前提で答弁されるなら、これは非常に私ども困るのです。

○政府委員(宮地茂君) 失礼いたしました。私のこつちが足りないものでそのやうな誤解を受けまして、全文ずつと読めばよかつたのですが、かいつまんで読みましたので、もし誤解がございましたら、訂正させていただきます。

○鈴木力君 それでいいのですが、今度はよく聞いてお返事をいただきたいわけですが、私がさつき質問したのは、日青協のそれに書いてある中身がどうかといふことの議論じゃなく、文部省の方針と違つた議論をする団体は、文部省は社会教育対象団体として認めて、それをさらに研究なんかを期待してゐるのか、あるいはそつちでつぶそうとするのか、そつちのこつちのこつちを聞いてゐるわけなんです。

○政府委員(宮地茂君) これは意見の相違といふのは個人的にもあることですから、だからこつちで、すぐつぶすとか、あるいは社会教育関係団体として認めないとかといふべきものではないかと思ひます。ただ文部省の意見に従わなかつたやうな受け取り方ですとちよつとぐあいが悪いのですが、中教審で検討されてゐるのも、そつちの意図ではないのですといふこと、そつちのこつちのこつちの指導だと思ひますが、そつちのこつちでわかつていただければ幸いです、それがわからなくて、それは文部省でかつてなことを言うので、自分らはこつちのこつちに解するとおつちやなら、おつちやつてもいいと思ひます。ですが、だからこつちといふ、これはもう文部省は全然こつちの団体に向かないのだといふやうなことは、私どもとしては考へておりません。ただ、後援名義を出すとか、あるいはまた私どもが適当と思ふやうな助成対象にならないと思へば助成補助金を出さぬとか、あるいは後援名義を出さないといふこと

はございまして、やはりそういう社会教育関係団体を見捨てないで、できる限りいい方向へ指導していくということは文部省の責任であらうかと思ひます。

○鈴木力君　そこで、もう少し伺いたい。それはいま局長は、文部省の方針と違つたことを言つてゐる団体であるから、これはもう後援をする必要がない、ただしそつちが、青年団が独自の行動としてやるのはかたがた、こういう趣旨の局長の答弁だと思ふのですが、ところが、私が伺いたいのは、社会教育対象団体として日青協は認める、つぶそうということは全然考えないけれども、文部省で言つてゐる方針との違つた中身の研究をしたるゝあるいは学習をしたりする団体、しかもその団体といふこともないのです、十数項目にわたる分科会のうちの二つが文部省の気に食わなかつたわけですか。あとはあまりたいした問題にもならなかつたわけですか。一つといへども二つといへども、文部省の方針と違つたことを議論する団体は、補助の対象にはしないのだ、それはあたりまえだ、こうおつしやるわけですか。

ところが、社会教育の対象になつてゐる団体としていまやつてきてゐるときに、私がさきに言ひました青年団にしては婦人団体にしても、最近では二つとか三つに分かれていく傾向がある、その分かれていく傾向の中に、これは文部省がとては直接言ひませんけれども、各県の社会教育団体を扱つてゐるセクションでもさういふことがあるから、さういふしたまふと、いままで文部省の後援の対象になつてきた団体が、こゝしはこれが理由で対象にならなかつたといふことで、何か野党的な扱いを受けてみたといふこと、自由な研究の場といふものから一つのワクといふのが文部省から示されたといふことになるわけですか。このワクで議論をする、このワクで学習するものには、これは後援はしません、このワクをはすれたものには後援はしません、これを文部省がはっきり示したことになるわけですか。さういふことが市町村に——さうすると、いまの日青協につながつてゐると、文部省が

後援にならないような団体、下部機関になるから、県も公認はされなくなる、いわば非公認みたいな日陰者扱いになつてきて、さうして青年の団体がだんだん分かれていき、一方は暗い方向に押しやられてきてゐる、さういふ傾向がそこから生まれておると私も見ておるわけですか。さういふ点についての文部省の見解をもう少し承りたい。

○政府委員(宮地茂吉)　これはいまその団体がいろいろ事業をいたします場合に、ある事業は後援するとか、あるいはある事業は共同で主権をするとか、ある事業は何にも関係しないとかいふことは現実にございします。この日本青年団協議会にしましても、文部省が、これは主として体育局関係ですが、体育局と社会局が一緒になりまして、この日青協と秋に青年大会をいたしておりますが、これは共同主権でございします。したがつて、一番身近な例をとりますれば、この研究集会のほうは後援しませんが、青年大会のほうは後援ではなくて一緒に共同主権をしておるというやうなことでございまして、やはり後援とか共同主権とか申しますと、その事業事業で、もうこのやうに一度ある事業に後援しなかつた団体には、もう絶対に後援も共同主権もしないのだといふやうなことは、私のほうは考へておりません。

それと、文部省の気に食わなかつたことを十のうちに一つ二つやる、それをあまり目がしら立ててどういふ言ひやうな意味でございしたら、決してさうではございませんで、考へ方として二つの考へ方がある場合に、さういふ考へ方もある、あつていふ考へ方もあるといふのならばよろしいのですが、大臣以下文部省として、あるいは中教審として、一生懸命になつて後期中等教育のことを検討してゐるやうなときに、その文部省がやつておる後期中等教育は低賃金若年労働力の再編成のためにやつておるのだと、さういふ前提を置かれますと、それは違ひのようですといふたこと、さういふことでございします。ですから、そのところはひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○鈴木力君　よくお説きになればという話がありますが、ね、もちろん定義の柱にはさういふ文句が出ておる。ところが、この案内には、地域の問題を青年の立場から自由に討論をして、いまの青年が何を考へてゐるのか、さういふ議論を出す集会だといふ案内になつておるわけですか。

それから、もう一つ、どうもこれは局長に話を広げられて、時間がなくて非常に困つておるのですが、いまの議論をもう少し進めますと、いまの青年が後期中等教育の方針なり考へ方なりについてさういふ気持になつてゐるのかといふことを、さういふ話だけをされるということがむしろ多少一方的だといひたいくらいに気持になるのです。それは私が言つてもない、局長のほうに社会教育の専門セクションですからおわかりのとおり、いまの青年団体の、特に地域における青年団体の主要な構成メンバーには、最近では高等学校に入つた者ももちろんおられます。高等学校に入つた者もおられるけれども、どの団体よりも進学の過程からいへば非常に低い層ですね。さうして定時制とか、通信教育とかあるいは青年学級とか、さういふところまで真側に、学んでおる人たちがむしろリーダーになつて地域で学習をしてゐる。その場合に、たとえば一人当たりの国で出す教育費、青少年に対する教育費が幾らか、さういふことを考へてみても、大学が一人当たり幾らだ、全日制の高校は幾らだ、青年学級やさういふ全日制の高校に行けなかつた青年には一人当たり幾らか、さういふ数字まで青年の人たちが考へておつて、しかも、さういふ教育計画には、さういふ立場からはそれなりの不満を持つておるわけなんです。ですから、それなりの不満を持つてゐるところから全国的に問題を出して、それは文部省の考へと違ひかもしれない、青年の考へですから、それが全国的に議論をしようとするのを、いままで後援してきたものが後援しなかつた。このことは社会教育の対象団体としては決して局長が言ひようには受け取れないといふことなんです。だから、各地域でいま問題になつておる。

そこで、もう時間がないので、その次もう少し伺ひたいのですが、局長はいまこの研究会は後援団体にはならなかつた、しかし秋の青年大会には共同主権をするとおつしやる、非常にりつぱに聞こえます。いま地域の青年団体に、この学習会の後援団体にならなかつたといふことで、さうね、秋の青年大会に向けてさういふ現象が起つておるか。これは局長は御存じないと思ひますが、さういふ問題が起つておるんです。この青年団体の大会ですから、青年大会は陸上競技なり、あるいはまあ意見発表なり、あるいは演劇もあつたんですかね、演劇もありましたね。さういふのが東京で行なわれる。それに参加する資格が、さうね、村の青年が二つに分かれますと、さういふ一つがあふなくなるといふやうな状態が出ておる。各県の県単位の青年団体が、さういふやうなことがあつて、二つに分かれるといふことに拍車をかけておられます。さういふと、後期中等教育は文部省の言ひとおりがちでございしますといふ団体、県のほうから秋の青年大会に参加する資格を与えられて、これは県にある団体が一つの団体が参加するといふ制約を受けるために、多少でも文部省を批判したといふところにつながらない団体は、さういふ、中央のほうは日青協として扱ひますと文部省で言つたとしても、地域のほうは中央に参加の資格さえ奪われるといふことも、さういふ出かかつておるわけですか。さういふことを、たつた二つの分科会が気に食わなかつたといふことで後援をしなかつた、そのことがさういふやうな波及をしてゐる。これが一体ほんとうに社会教育法の三条に言ひ精神に立つて社会教育の指導をしておるのかどうかといふことは、どうも疑問になつてござるを得ない。

さういふ意味から、秋の青年大会に共同主権をするといふ場合に、この場合にはいまのやうな心配を除去するためにも、あるいはこれに参加する資格の問題で混乱を起させないためにも、はつきりと文部省で方針を出してもらひたいのは、青年の団体である限りいかなる団体も参加する資格

があるということを、はっきりと御指導いただきたいと思う。

○政府委員(宮地茂君) これは形式的には中央の文部省と日青協と東京都と三者の共同主催でございますが、現実の問題としましては、各府県単位でそれぞれ一回出場した者は、結局記録を競うわけではございませんので、一回出場した人はまあ遠慮して、まだ出場しない人にとつたようなことで、本来のわざを競うスポーツとちよつと趣旨も異にしておりますので、そういうふうなことで、その参加なりそういうことにつきましては、県の教育委員会と県の青年団とで話し合つて積み上げてきておるようでございます。したがういして、先生の、私先ほど申し上げましたように、一つの事業について後援をしなかつたから、もうその団体をマークしてブラックリストに載つたやうな扱いをするという気持ちは毛頭ございせんので、その事業事業によりまして、したがういして、このことが、後援を与えなかつたということが悪い意味で地方に影響を与えておるとしましては、文部省としても適切な指導をするように県の課長会議等でも話しておきたいと思ひます。

○鈴木力君 その県が青年団と話し合つて積み上げて出してくる、そのことはわかつております。これは私も岩手県で社会教育委員をやりましたから、特にこの秋の青年大会には、県から総動員みたいになつて何べんか参加しておりますから、中身は知っております。ところが、そういう状態から、県のほうで青年団がこつ分かれてきますと、一つの青年団のほうの代表は積み上げの中に参加しないという現象が起つておるといふことです。ですから、自然にそちらのほうに所属しておる団体は、秋の青年大会には参加する資格がなくなつてくる。一回出た者が出ないけなとか、そういうことはもちろん前からもずっと続いてきていますからだれも問題にしない。そうじゃない現象が起つておるといふことなんです。

ですから、文部省に適切に御指導いただきたい

のは、特に県単位の団体が二つなり三つなりあつた場合、あるいは県単位にならないこともありすが、少なくとも自主的な青年の団体は、この青年大会に参加する前段の——よく聞いていらつしやいますか、前段の県でも予選をやつたりいろいろなことをやりますし、県の大会もやります。そういうふうなところから青年の大会には参加する資格があるんだと、そういう行政指導はぜひお願いしたいといふことです。

○政府委員(宮地茂君) その県内の青年団との話し合い等が一応原則としてなされ、その積み上げをもとにするといつたような従来の慣例もございします。いま直ちにその県等の意向も無視して、いさぐ文部省でございしますといふことも、かつて混乱を招くことにもなるかと思ひますので、鈴木先生のおっしゃいます御趣旨は十分わかります。鈴木先生のおっしゃいます御趣旨は十分わかります。持つていかれないように指導したいと思ひます。先生の御趣旨は十分わかりますが、ただ文部省だけでございしますといひますが、積み上げ方式をとつておられますので、しばらく即答することは御断りいたしたいと思ひます。

○鈴木力君 どうも私の言うことが言うとおりの局長は取られていないんじゃないかと思ひます。私が、私はさつきから、文部省はここでどんな青年団体に入つておつても参加させろとは決して言わなかつた。いまの積み上げという方式は、場合によれば県に責任がずつと出てきて、場合によればこつちのほうで中身に問題が出てきたり、それが非常に都合のいいように組み合はさつていふといふふうに見えるから、私が言うのであつて、だから、県に団体が幾つあつても、その団体に所属して青年は参加の資格があるんだという指導を、これは青年団体に直接指導してくれといひません。県が扱う場合に県の社会教育のセクションに対する御指導をしていただきたいと、こういうことを申し上げておるわけです。

○政府委員(宮地茂君) 私どもとしましては御趣旨のようには解しますが、一応積み上げ方式をとつております関係上、県といたしましては、何かその県内の団体が当然一本になつて参加できるのに、それを二本、三本になつて参加されるということとはまずいといふような考えから、もともと違つた性格の団体ならあれですが、同じ青年団で横から見てどれも同じようなものが二つあります場合に、県としてはそれをできる限り一本にしほつて何々県として出したいという気持ちで、二、三の県にあるようございします。したがういして、鈴木先生のおっしゃるのとは誤解してないのですが、お気持ちは十分わかるんですけれども、県としましては、そのように片方だけ育成しないんだ、片方だけするんだというふうな形じやなくて、だれが見てもたまに二つに分かれておるので、なろうことなら一本にまとめたといふような考え方で青年団指導をしておられる。県におきましては、やはりできる限り一本にしほつて方法をとるといふような努力がなされております関係上、鈴木先生のおっしゃる、県内に幾つ団体があつても、大体趣旨に合はば、何もそれを一つとか言わないでやれとおっしゃる趣旨はそれとおりでございしますが、いま申しましたような一、二の県におきましては、そういう指導もいたしておりますので、十分検討しまして、御趣旨の点ができる限り実現できるように、そういう方向で県なども話し合つてみたいと思ひます。

○鈴木力君 もう時間がないので、これでやめますが、さっきの日青協の後援にならなかつたといふことは、たとえば若年労働者の労働力を確保する目的がある、こういうふうなことがあつて、それが後援できなかったといふことになれば、通産省が後援したのはおかしい。ところが、通産省は後援しては、それから、公明選挙連盟が後援団体に入つておる。たとえば政党の考え方にしても、どちらの政党の考え方にしても傾いてないといふ公明選挙連盟のほうは、判断してちゃんと後援に入つておる。こういうところを見ますと、局

長、どんなに弁明しても、文部省の気に食わないことをやるから、これには後援の名前を貸すことができないといふしか見えない。社会教育の大元締である文部省がそういうことをやつた。しかも、そのことがどういふ影響を受けているかといふと、さつき私が言つたやうに、時間がなから、はしよつて申し上げたけれども、これは文部省を批判するやうなことになる。県段階でもそうなるという空気が青年の中に出ておるといふ、公の機関に属せざる団体としての社会教育の対象が、これは直接間接かは別ですが、公の機関に属するやうに、公の機関の中に入り込むやうな方向にいま社会教育の諸団体が導かれつつある。これは直接文部省が手を引いたとは申し上げません。しかし、少なくともそういう傾向に追い込んでいく一つとして日青協の扱いがあつたといふことだけは私は譲るわけにはいかない。そういう点についてお、軽率にそういうやうな扱いをすることが、この社会教育に非常に大きな水をかけている、本来あるべき姿に。足を引つておるやうな点になつておるとしか見えないわけです。そういう点については、どんな影響があつたといふことをやはり少し文部省としても調べてみてもらいたいと思ひます。

特に後期中等教育の考え方と、それから文部省が青年団体に対する態度については、なお時間をあとでもらひまして、もう少し詳しく伺いたい。もう少し詳しく御説明をいただかないと、私も軽率にあまり文部省は反動だなどと言ふのも、これも軽率ですから、それを言うのはしばらく慎んでおきますけれども、いま聞いた限りではどうも反動だと言いたくはなかつた。もう少し具体的な説明を受けたいと思ふ。

それから、なおあと青年学級の問題と婦人学級、そういう問題についても少し伺いたかつたのですけれども、さっきの約束ですから、きょうはこれでやめますけれども、あとでまた機会をつくるやうにお願いしたいと思ひます。

そこで、資料要求は、各県で講師を呼びますね、呼んで謝礼を上げるわけなんです。謝礼については大体費用どのくらいとあるわけなんです。が、人によってだいぶ片寄っているという調査もあるわけなんです。県の段階ですけれども、いろいろありますから、そういう点の資料、たとえばどこの県で何回の研修会を社会教育担当でやつたとか、それからお金を補助した問題については、県で自由にさしているのかいないのか、ひもがついているのかついていないのか、そういう点について

題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

の職務を助ける。

第五十一条中「第七項」を「第八項」に改める。

第五條の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を「教員」に改

反対に賛する請願

請願者 名古屋千種区東山元町六ノ一澄

田正一外四十四名

紹介議員 近藤 信二君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第二三四号 昭和四十一年三月十八日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
反対に賛する請願

請願者 福岡市東公園町七〇五ノ七 鏡山

猛外四十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第三四一号 昭和四十一年三月十八日受理
養護教諭必置等に関する請願(五通)

請願者 神奈川県相模原市富士見三ノ九ノ

一五 加藤勝義外千五百五十二名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三五八号 昭和四十一年三月十九日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)

請願者 北海道旭川市豊岡町六条一丁目

石井逸子外千二百十二名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三七七号 昭和四十一年三月二十三日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)

請願者 埼玉県浦和市白幡一〇〇 清水孝

子外千五百五十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第四一〇号 昭和四十一年三月二十四日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)

請願者 埼玉県熊谷市伊勢町二三五 西村

仁策外千八百八十四名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三四二号 昭和四十一年三月十八日受理

千葉県松戸市貝の花古代遺跡の保存に関する請願

請願者 千葉県市川市須和田二ノ二七七

只見圭介外六十八名

紹介議員 千葉千代世君

松戸市貝の花遺跡は、縄文時代遺跡の典型的なものであるから、これを国民共有の財産として、現代から未来に生かすみを開くため、史跡公園として国の力により保存されたい。

理由

一、当古代遺跡は、昭和三十九年七月から東京教育大学考古学教室により発掘が進められ、昭和四十年十月の末に発掘作業を終了したが、今日日本住宅公団の手により松戸北小金団地の造成計画によって完全にとりこわれようとしている。

二、わが国の古代遺跡としては弥生時代の代表的遺跡として登呂遺跡があるが、縄文時代の遺跡の典型的遺跡と呼ぶにたるものは保存されていない。

三、貝の花遺跡は、七千坪余の大規模な縄文中期から後期にわたる貝塚遺跡であり、地点が平地林の一部にあつて樹木におおわれているため、荒されたり、盗難にあつたりせず、まづたく完全な姿形をしている。

四、現在までの発掘により、貝塚の外、三十数個の住居と四十数体の人骨をはじめとして、土器、土具、石器等貴重な遺物が発掘された。

五、当遺跡は、数千年前の私たちの祖先が営んだ村落の姿と、そこで行なつた生活の進歩のあとを生きて示す地下の一大博物館である。

遠に失われる。

第二三五九号 昭和四十一年三月十九日受理

千葉県松戸市貝の花古代遺跡の保存に関する請願

請願者 千葉県柏市千代田町一、五一三

山口公外六百六十一名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三四二号と同じである。

第二三七六号 昭和四十一年三月二十三日受理

千葉県松戸市貝の花古代遺跡の保存に関する請願

請願者 千葉県松戸市常盤平団地二ノ三ノ

三〇六 稲井清治外六百六十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三四二号と同じである。

第四〇九号 昭和四十一年三月二十四日受理

千葉県松戸市貝の花古代遺跡の保存に関する請願

請願者 千葉県松戸市根本四九二 金子平

太郎外百七十六名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一三四二号と同じである。

第三六八号 昭和四十一年三月二十二日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 岡山県吉備郡高松町高松町議会議

長 和田幸

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第三九三三号 昭和四十一年三月二十三日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛

媛県議会議長 菅登一

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第三七八号 昭和四十一年三月二十三日受理

義務教育における毛筆習字必修に関する請願

請願者 東京都港区赤坂福吉町二全国書道

教育連合港区支部内 小野朔

紹介議員 石井 桂君

義務教育における毛筆習字教育を必修科目とする等これが強化を図るため、左記事項の実現を図られたい。

一、昭和四十三年度に行なわれる次期教育課程改定に際しては、毛筆習字に理解ある者を審議委員に選任して、毛筆習字を小、中学校の独立教科目とすること。

二、小、中学校とも最低週一時間を配当し、全年必修の科目とすること。

三、小、中学校とも通信簿に成績を記載するよう

にすること。

四、「書写」という名称を、「毛筆習字」に改めること。

五、小学校においては、第一学年の後期から実施すること。

六、中学校の指導時間数を第二、第三学年にも特設すること。

七、毛筆習字は技能が中心になるから、このための完全な教員養成につとめること。

理由

一、現在、国民の文字を書く能力がきわめて低下しており、自国の国語が大学教育をうけても満足に書けないという。意志伝達上最低の非文化的な現象を呈している。これは一にその義務教育において文字教育の徹底を欠いているのが原因である。

二、毛筆習字は、文字教育の徹底をはかれるばかりでなく、作法、おちつき、忍耐、追求心その他情操教育に必要な要素を有し、複合性のある教科として民族固有の特徴をもった教科である。

三、国民の多数に支持されている毛筆習字が必修課目に位置づけられていないために生ずる不備欠陥は、早急に是正されなければならない。

第一三九二号 昭和四十一年三月二十三日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒一ノ二〇二社
団法人書芸文化院目黒上目黒支部

内 竹内務

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

四月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第一条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「旧法第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額十二倍に相当する額(その額が六十二万四千円をこえるときは、六十二万四千円とする。以下この号及び次項第一号において「旧平均標準給与の年額」という。)」を「平均標準給与の年額に「旧平均標準給与の年額」を「平均標準給与の年額」の二に改め、附則第九項第一号中「旧平均標準給与の年額」を「平均標準給与の年額」に改め、附則第十二項第一号中「旧法第二十三条の規定の

例により算定した平均標準給与の日額(その額が千七百三十四円をこえるときは、千七百三十四円とする。)」を「平均標準給与の日額」に改める。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 前条に規定する年金については、昭和四十一年十月分以降、その年金額を六万円に改定する。

第三号中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(施行日前に給与事由が生じた長期給付の取扱

い)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に給与事由が生じたこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による長期給付については、この附則に別段の規定があるものを除くほか、なお従前の例による。

(施行日前に給与事由が生じた年金の特例)

3 昭和三十六年十二月三十一日以前に給与事由が生じた私立学校教職員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(次項において「法律第四百十号」という。))附則第四項第二号に規定する恩給財団における従前の例による者に係るものを除く。で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額を私立学校教職員共済組合法等の一部を

改正する法律(昭和四十年法律第八十九号)による改正後の法律第二十三条の規定の例により算定した平均標準給与の月額を基礎として、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)第三十九条第二項の規定の例により計算した額とする。ただし、その計算した額が従前の年金の額より少ないときは、従前の年金の額とする。

4 昭和三十一年一月一日から施行日の前日まで

の間に給与事由が生じた法の規定による退職年金で施行日の前日において現にこれを受ける権利を有する者に支給されるものについては、昭和四十一年十月分以降、その額をこの法律による改正後の法律第四百十号附則第八項及び第九項の規定により計算した額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

5 施行日前に給与事由が生じた廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以降、その額を前二項に規定する退職年金の額の計算の例に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

(組合員であつた期間が二十年以上の者の年金の特例)

6 昭和四十一年四月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以降、その額を当該各号に掲げる額とする。ただし、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が二十年に満たない場合は、この限りでない。

一 退職年金又は廃疾年金 六万円

二 遺族年金 三万円

四月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校給食法の一部を改正する法律案(衆)

学校給食法の一部を改正する法律案

学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の二項を加える。

2 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において、少なくとも牛乳(政令で定める特別の事情がある場合には、政令で定める乳製品とする。以下同じ。)の学校給食を実施しなければならない。

3 牛乳の学校給食は、無償とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(栄養士及び給食作業員)

第五条の二 国立及び公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校(分校を除く。)に栄養士を置かなければならない。ただし、牛乳の学校給食のみを実施する場合その他政令で定める事由がある場合には置かないことができる。

2 国立及び公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校に給食作業員(調理その他学校給食の作業に従事する職員をいう。)を置かなければならない。

3 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校に、第二項の規定の例により、栄養士及び給食作業員を置くように努めなければならない。

第六条第一項中「学校給食の実施」を「学校給食(牛乳の学校給食を除く。の実施)」に、「並びに学校給食」を「学校給食(牛乳の学校給食を除く。)」に改め、「政令で定めるもの」の下に「並びに牛乳の学校給食に要する経費(他の法律の規定により国が負担するものを除く。)」を加える。

第七条第一項中「開設」を「実施」に、「一部」を「三分の二」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(経過規定)

2 昭和四十三年三月三十一日までの牛乳の学校給食を受ける児童及び生徒の範囲は、この法律による改正後の第四条第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十一年度約六十億四、昭和四十二年度約二百五十億四、昭和四十三年度以降約三百五十億四の見込みである。

四月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書を削り、同項の表を次のように改める。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同年年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 三又は四の学年の児童で編制する学級 五又はすべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十人 二十人 十五人 十人 十人
中学校	同年年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十人 二十人 十五人 十人

第三条第三項中「十人」を「八人(心身に二以上の政令で定める故障がある児童又は生徒で編制する学級については、五人)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前二項の場合においては、都道府県の教育委員会は、第二項の表の下欄に掲げる数に二人を加えた数を超える数又は前項に規定する数に二人を加えた数を超える数をもつて、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めることができる。

第四条中「又は第三項」を、「第三項又は第四項」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(教職員定数の標準)

第六条 各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数(以下「小学校教職員定数」という。)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

一 学校(分校を除く。)の総数に二を乗じて得た数

二 学級総数に一を乗じて得た数

三 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学 校 規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学校	一
六学級から八学級までの学校	二
九学級から十四学級までの学校	三
十五学級から十七学級までの学校	四
十八学級から二十学級までの学校	五
二十一学級から二十六学級までの学校	六
二十七学級から三十学級までの学校	七
三十一学級から三十四学級までの学校	八
三十五学級から四十学級までの学校	十
四十一学級から四十四学級までの学校	十二
四十五学級以上の学校	十四

四 五学級以下の分校の総数に一を乗じて得た数

五 学校(分校を除く。)の総数の一を乗じて得た数と二十学級以上の学校(分校を除く。)の総数に一を乗じて得た数と政令で定める学校給食が実施される学校の総数に一を乗じて得た数との合計数

第七条 各都道府県ごとの、公立の中学校に置くべき教職員の総数(以下「中学校教職員定数」という。)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

一 学校(分校を除く。)の総数に二を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学 校 規 模	乗 ず る 数
一 学級の学校	四
二 学級の学校	五
三 学級の学校	六
四 学級の学校	八
五 学級の学校	九
六 学級の学校	十一
七 学級の学校	十二
八 学級の学校	十四
九 学級の学校	十五
十 学級の学校	十七
十一 学級の学校	十八
十二 学級の学校	二十
十三 学級の学校	二十一
十四 学級の学校	二十三
十五 学級の学校	二十四
十六 学級の学校	二十六
十七 学級の学校	二十八
十八 学級の学校	三十
十九 学級の学校	三十一
二十 学級の学校	三十二
二十一 学級の学校	三十四
二十二 学級の学校	三十五
二十三 学級の学校	三十七
二十四 学級の学校	三十八
二十五 学級の学校	四十
二十六 学級の学校	四十二
二十七 学級の学校	四十三
二十八 学級の学校	四十五
二十九 学級の学校	四十七
三十 学級の学校	四十九

三 学校規模が三十学級をこえる学校の数に二十一を乗じて得た数に当該学校の学級総数を加えた数

四 学校(分校を除く)の総数に一を乗じて得た数と十二学級以上の学校(分校を除く)の総数に一を乗じて得た数と政令で定める学校給食が実施される学校の総数に一を乗じて得た数との合計数

第八条 各都道府県ごとの、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の数(以下「特殊教育諸学校教職員定数」といふ)は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数に百分の百七を乗じて得た数(二未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を標準として定めるものとする。

部 別	部 規 模	乗 ず る 数
	一 学校(分校を除く。)の総数に一を乗じて得た数 二 学校総数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の部の総数に一を乗じて得た数と寄宿舎の総数に一を乗じて得た数との合計数 三 小学部の学級総数に一を乗じて得た数 四 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数	
小 学 部	五学級以下の部 六学級又は七学級の部 八学級又は九学級の部 十学級又は十一学級の部 十二学級から十四学級までの部 十五学級又は十六学級の部 十七学級又は十八学級の部 十九学級から二十一学級までの部 二十二学級又は二十三学級の部 二十四学級又は二十五学級の部 二十六学級から三十学級までの部 三十一学級以上の部	二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三
中 学 部	一学級の部 二学級の部 三学級の部 四学級の部 五学級の部 六学級の部 七学級の部 八学級の部 九学級の部 十学級の部 十一学級の部 十二学級の部 十三学級の部 十四学級の部 十五学級の部 十六学級の部 十七学級の部 十八学級の部 十九学級の部 二十学級の部	四 五 七 八 十 十二 十三 十五 十六 十八 二十 二十二 二十四 二十五 二十七 二十九 三十一 三十三 三十五 三十七

五 中学部の部の規模が二十学級をこえる部の数に十九を乗じて得た数に当該部の学級総数を加えて得た数

六 寄宿舎の総数に三を乗じて得た数

七 肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校ごとの児童又は生徒の数に八分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）の合計数

八 寄宿舎ごとに寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数に四分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げるものとし、その数が八に達しない場合にあつては八とする。）の合計数

九 学校総数に一（肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒を教育する養護学校にあつては、二）を乗じて得た数と寄宿舎の総数に一を乗じて得た数との合計数

第十條の見出しを削り、同条中「第八條を」前条に、「次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする」を第一号に掲げる者に係るものを含み、第二号に掲げる者に係るものを含まないものとするに改め、同条を第九條とする。

第十一條を削り、第十二條を第十條とする。

附則

(施行期日)

- この法律は、昭和四十一年五月一日から施行する。
- 昭和四十一年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置（昭和四十一年三月三十一日までは、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三條第二項の表中「同年の児童で編制する学級一四十八」とあるのは「同年の児童で編制する学級一四十四」と、「同年の生徒で編制する学級一四十八」とあるのは「同年の生徒で編制する学級一四十四」と読み替え、同条第三項中「八」とあるのは「十」と読み替えるものとする。
- 前項に規定する日までは、新法第六條各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百七十を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用せず、同条第五号中「学校（分校を除く。）の総数」を一を乗じて得た数と二十学級」とあるのは「六学級」と読み替えるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学校	一
六学級から十二学級までの学校	二
十三学級から十六学級までの学校	三
十七学級から二十一学級までの学校	四
二十二学級から二十六学級までの学校	五
二十七学級から三十一学級までの学校	六
三十二学級から三十七学級までの学校	七
三十八学級から四十四学級までの学校	八
四十五学級以上の学校	十

4 附則第二項に規定する日までは、新法第七條各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百六十五を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第三号中「二十一」とあるのは「十八」と、同条第四号中「学校（分校を除く。）の総数」を一を乗じて得た数と十二学級以上の学校」とあるのは「学校」と読み替えるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
一学級の学校	三
二学級の学校	五
三学級の学校	六
四学級の学校	七
五学級の学校	八
六学級の学校	十
七学級の学校	十一
八学級の学校	十三
九学級の学校	十四
十学級の学校	十六
十一学級の学校	十七
十二学級の学校	十八
十三学級の学校	二十
十四学級の学校	二十一
十五学級の学校	二十三
十六学級の学校	二十四
十七学級の学校	二十六
十八学級の学校	二十八
十九学級の学校	二十九
二十学級の学校	三十
二十一学級の学校	三十二
二十二学級の学校	三十三
二十三学級の学校	三十五
二十四学級の学校	三十六
二十五学級の学校	三十八
二十六学級の学校	四十
二十七学級の学校	四十一
二十八学級の学校	四十三
二十九学級の学校	四十四
三十学級の学校	四十六

5 附則第二項に規定する日までは、新法第八号各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百五」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第五号中「十九」とあるのは「十六」と、同条第八号中「四分の一」とあるのは「五分の一」と読み替えるものとする。

部の別	部の規 模	乗 ず る 数
小学部	六学級以下の部	二
	七学級から十学級までの部	三
	十一学級から十三学級までの部	四
	十四学級から十六学級までの部	五
	十七学級から十九学級までの部	六
	二十学級から二十三学級までの部	七
	二十四学級から二十六学級までの部	八
	二十七学級から三十学級までの部	九
	三十一学級以上の部	十
中学部	一学級の部	四
	二学級の部	五
	三学級の部	六
	四学級の部	七
	五学級の部	八
	六学級の部	九
	七学級の部	十
	八学級の部	十一
	九学級の部	十三
	十学級の部	十六
	十一学級の部	十八
	十二学級の部	二十
	十三学級の部	二十二
	十四学級の部	二十三
	十五学級の部	二十五
	十六学級の部	二十六
	十七学級の部	二十八
	十八学級の部	三十
	十九学級の部	三十二
	二十学級の部	三十四

6 (昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、新法第三号第二項の表中「同学年の児童で編制する学級一四十人」とあるのは「同学年の児童で編制する学級一四十二人」と、「同学年

の生徒で編制する学級一四十人」とあるのは「同学年の生徒で編制する学級一四十二人」と読み替え、同条第三号中「八人」とあるのは「九人」と読み替えるものとする。

7 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、新法第六号各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百八十五を乗じて得た数(未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第三号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第四号の規定は適用せず、同条第五号中「学校(分校を除く。）」の総数に「一を乗じて得た数」と二十学級以上の学校」とあるのは「学校」と読み替えるものとする。

学 校	規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学校		一
六学級から十学級までの学校		二
十一学級から十五学級までの学校		三
十六学級から十九学級までの学校		四
二十学級から二十三学級までの学校		五
二十四学級から二十八学級までの学校		六
二十九学級から三十三学級までの学校		七
三十四学級から三十七学級までの学校		八
三十八学級から四十学級までの学校		九
四十一学級から四十四学級までの学校		十
四十五学級以上の学校		十二

8 昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までは、新法第七号各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と、同条第一号中「二を乗じて得た数」とあるのは「百分の百八十を乗じて得た数(未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第二号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第三号中「二十一」とあるのは「二十」と、同条第四号中「十二学級」とあるのは「十六学級」と読み替えるものとする。

学 校	規 模	乗 ず る 数
一学級の学校		四
二学級の学校		五
三学級の学校		六
四学級の学校		八
五学級の学校		九
六学級の学校		十一
七学級の学校		十二
八学級の学校		十三
九学級の学校		十五
十学級の学校		十六

十一学級の学校	十八
十二学級の学校	十九
十三学級の学校	二十
十四学級の学校	二十一
十五学級の学校	二十二
十六学級の学校	二十三
十七学級の学校	二十四
十八学級の学校	二十五
十九学級の学校	二十六
二十学級の学校	二十七
二十一学級の学校	二十八
二十二学級の学校	二十九
二十三学級の学校	三十
二十四学級の学校	三十一
二十五学級の学校	三十二
二十六学級の学校	三十三
二十七学級の学校	三十四
二十八学級の学校	三十五
二十九学級の学校	三十六
三十学級の学校	三十七

9

昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで、新法第八条各号列記以外の部分中「百分の百七」とあるのは「百分の百六」と読み替え、同条第四号の規定の適用については同号の表によらないで次の表により、同条第五号中「十九」とあるのは「十七」と読み替えるものとする。

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	五学級以下の部 六学級から八学級までの部 九学級から十一学級までの部 十二学級又は十三学級の部 十四学級から十六学級までの部 十七学級から十九学級までの部 二十学級から二十二学級までの部 二十三学級又は二十四学級の部 二十五学級又は二十六学級の部 二十七学級から三十学級までの部 三十一学級以上の部	二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二

中学部	一学級の部	四
	二学級の部	五
	三学級の部	六
	四学級の部	八
	五学級の部	九
	六学級の部	十一
	七学級の部	十二
	八学級の部	十四
	九学級の部	十五
	十学級の部	十七
	十一学級の部	十九
	十二学級の部	二十一
	十三学級の部	二十三
	十四学級の部	二十四
	十五学級の部	二十六
	十六学級の部	二十八
	十七学級の部	二十九
	十八学級の部	三十一
	十九学級の部	三十三
	二十学級の部	三十五

10

(教職員の前年度における定数が標準定数をこえる場合の経過措置)

都道府県の教育委員会は、昭和四十三年三月三十一日までは、毎学年、当該都道府県内の公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十一条第一項の条例において定められた昭和四十一年及び昭和四十二年の各年の三月三十一日に終わる学年に係る当該都道府県内の公立の小学校又は中学校のそれぞれの教職員の定数(以下「前年度における定数」という。)が新法第六条、附則第三項若しくは附則第七項又は新法第七條、附則第四項若しくは附則第八項の規定により算出した数をこえるときは、当該年度の一学級の児童又は生徒の数の基準が新法第三條第二項の表の下欄に掲げ

11

る数を下ることとならない限度において、小学校教職員定数又は中学校教職員定数の標準となるべき数が当該前年度における定数に達するまで、学級規模の適正化を行なうものとする。
(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部改正)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校教職員給与負担法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項の見出し及び項番号並びに附則第二項及び附則第三項を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約百十

四億円の見込みである。

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育における毛筆習字必修に関する請願(第一四二二号)(第一四三三三号)(第一五一八号)

一、「なきなた」正課教材採択に関する請願(第一四三三三号)(第一四三三三号)(第一四三三三号)(第一四三三三号)(第一四三三三号)

一、心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校、学級増設に関する請願(第一四二八号)

一、養護教諭必置等に関する請願(第一四二九号)(第一四四二二号)(第一四四九九号)(第一四九八号)(第一五一七号)

一、建国記念の日制定に関する請願(第一四四一号)

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第一四四九号)

一、戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(第一四九二号)(第一五〇六号)

第一四二二二号 昭和四十一年三月二十五日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願
請願者 東京都新宿区西大久保三ノ一三九
社団法人書芸文化院新宿支部内
佐藤千代子
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四三三三号 昭和四十一年三月二十六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願
請願者 東京都港区赤坂新町一ノ一五全国
書道教育連合会平安書道研究会赤坂
支部内 二本徳子
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一五一八号 昭和四十一年三月三十一日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願(二通)
請願者 山形市鉄砲町一ノ一五ノ四九 神
保誠外一名
紹介議員 北島 教真君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四二二二号 昭和四十一年三月二十五日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(九通)
請願者 東京都江東区深川常盤町二ノ八
伊藤光枝外七十四名
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四三三三号 昭和四十一年三月二十六日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(十一通)
請願者 東京都港区芝白金今里町七七 寺
村治子外九十四名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四五六号 昭和四十一年三月二十九日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願
請願者 東京都足立区花畑町五、六四六
熊木ヒデ外八名
紹介議員 八田 一朗君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四七五号 昭和四十一年三月二十九日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(六通)
請願者 香川県高松市栗林町三ノ三ノ七
鎌田道海外五十名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四五八号 昭和四十一年三月二十九日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(六通)
請願者 鳥取県米子市日の出町六八 野田
千里外四十四名
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四八四号 昭和四十一年三月三十日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願
請願者 東京都江東区深川千石町一ノ八
太田清一外七名
紹介議員 八田 一朗君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一五一三三号 昭和四十一年三月三十一日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願
請願者 東京都世田谷区松原町一ノ二七ノ
一六 島田実外八名
紹介議員 八田 一朗君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一五一九号 昭和四十一年三月三十一日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(四通)
請願者 東京都新宿区市ヶ谷長延寺町八
鈴木雅子外三十三名
紹介議員 北島 教真君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四二八号 昭和四十一年三月二十六日受理
心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校、学級
増設に関する請願
請願者 東京都八王子市高尾町一、七六
六 花田裕外十三名
紹介議員 佐野 芳雄君
心臓病の不幸な子どものため病、虚弱児学校、学
級の増設を願う。理 山
一、心臓病の子どもは、その病気の性格上、普通
の子どもにくらべて発育がおくれ、しかも虚弱
な例が多く、このため小学校では入学を拒否す

る事例や、親が就学を猶予し、教育がおくれる
事例が少なくない。
二、また、かりに小学校に入れても健康児と同一
の行動ができず、児童の中で孤立し、子どもの
精神形成上有害な結果となることも多い。心臓
病の子どもを持つ親は、子どもの教育について
途方にくれている。
三、現在、全国に約三十の病、虚弱児学級がある
が、収容人員はあまりにも少なく、しかも収容
されているのはほとんど結核の子どもである。
また、病、虚弱児のための学級は、大都市にわ
ずかしかない。

第一四二九号 昭和四十一年三月二十六日受理
養護教諭必置等に関する請願(六通)
請願者 埼玉県熊谷市箱田七五九 筑井三
枝外千七百五十八名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四四二二号 昭和四十一年三月二十八日受理
養護教諭必置等に関する請願(五通)
請願者 兵庫県洲本市上物部二三三ノ三
久田修身外千九十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四五九号 昭和四十一年三月二十九日受理
養護教諭必置等に関する請願(八通)
請願者 兵庫県赤松郡山崎町山崎四一三
伊藤親保外千六百七十二名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四九八号 昭和四十一年三月三十日受理
養護教諭必置等に関する請願(五通)
請願者 神奈川県横浜須賀町小矢部町九三
一 長島芳造外千四百七十五名
紹介議員 千葉千代世君

第一四二二二号 昭和四十一年三月二十五日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(九通)
請願者 東京都江東区深川常盤町二ノ八
伊藤光枝外七十四名
紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四三三三号 昭和四十一年三月二十六日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(十一通)
請願者 東京都港区芝白金今里町七七 寺
村治子外九十四名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四五六号 昭和四十一年三月二十九日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願
請願者 東京都足立区花畑町五、六四六
熊木ヒデ外八名
紹介議員 八田 一朗君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四七五号 昭和四十一年三月二十九日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(六通)
請願者 香川県高松市栗林町三ノ三ノ七
鎌田道海外五十名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一四五八号 昭和四十一年三月二十九日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(六通)
請願者 鳥取県米子市日の出町六八 野田
千里外四十四名
紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一五一七号 昭和四十一年三月三十一日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)

請願者 埼玉県比企郡小川町大字大塚七九
七 中村博一 外千百六名

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四四一号 昭和四十一年三月二十八日受理
建国記念の日制定に関する請願

請願者 高知県南国市大埔 溝渕忠広 外百
十六名

紹介議員 寺尾 豊君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第一四四九号 昭和四十一年三月二十八日受理
靖国神社の国家護持に関する請願(三通)

請願者 埼玉県北葛飾郡三郷町 加藤英明
外二名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一四九一号 昭和四十一年三月三十日受理
戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

請願者 宮崎市別府町三宮崎県傷病軍人会
内 伊地知武吉 外一名

紹介議員 平島 敏夫君
戦傷病者の子女が高等学校以上の学校に入学した
際、終戦まで行なわれていたと同様官公立学校に
あつては授業料の免除、その他の学校にあつて
は、育英資金を交付または貸与する措置を講ぜら
れたい。

理由

戦傷病者は、公務傷病のため収入も少なく、激動
する経済情勢のもとで高額な教育費の負担は困難
である。しかし、そのために子女に教育の機会を
与えられないとするならば親としてたえられな

い。

第一五〇六号 昭和四十一年三月三十日受理
戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町新喜来 新居
幸男君

紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第一四九一号と同じである。

昭和四十一年四月十六日印刷

昭和四十一年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局